

証券保管振替機構の現状と取組み



平成 19年5月 (株)証券保管振替機構 http://www.jasdec.com

目 次

I	証券保管振替業の現状について	
	参加者及び口座開設の状況	1
	株券の保管残高等の状況	2
	株券の口座振替の状況	3
	株券保管状況と所有者別内訳	4
	保護預かり株券等の保管状況に関するアンケート調査結果	5
	新株予約権付社債券(СВ)の保管残高及び取扱銘柄数	6
	株券に係る手数料及びその料率の変遷	7
	証券保管振替機構 システム概念図	8
	証券保管振替システム(概念図)	9
	一般振替DVPの現状について	10
	決済照合システムについて	12
	株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS;シトラス)について	15
	外国株券等の保管及び振替決済制度の概要	17
II	振替業の現状について	
	短期社債振替制度の概要	20
	一般債振替制度の概要	25
	投資信託振替制度の概要	30

${\rm I\hspace{1em}I}$	証券決済システム改革への取組みについて	
	G30勧告(SSA改訂後)の達成状況	33
	我が国における主な有価証券の決済制度の現状	35
	日本及び海外主要国における証券保管振替機関比較	36
	証券決済システム改革を巡る主な動き〜保振の取組み〜	37
	業務委員会及び各小委員会について	38
	株券等の電子化の実施について	39
	「株券等の電子化に係る制度要綱」の概要	43
IV	株式会社証券保管振替機構について	
	株式会社証券保管振替機構の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	株式会社証券保管振替機構組織図	46
	企業理念及び経営基本方針について	47
	中期事業計画	48
	財務の状況(財団法人・株式会社)	49
	証券保管振替機構の歩み(沿革)	50

I 証券保管振替業の現状について

参加者及び口座開設の状況

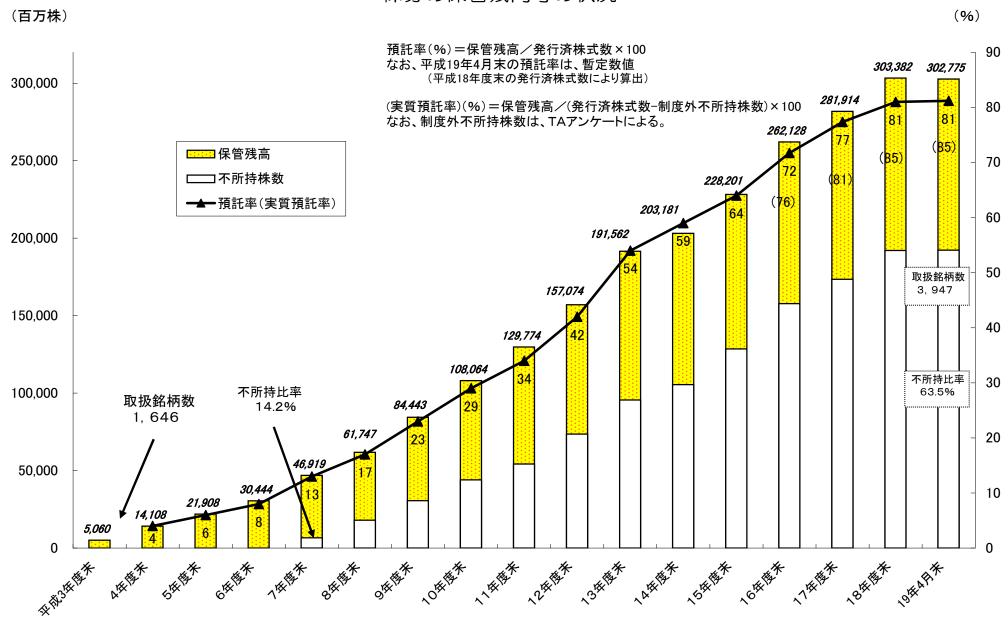
(19年4月末)

		(10 + 11)/()
	参 加 者 数	口 座 数
証券会社	224	259
銀行等(注1)	37	181
生命保険・損害保険	7	9
証券金融会社	3	4
証券取引所等(注2)	16	34
合 計	287	487
		<u>-</u>

⁽注1)銀行等には、農林中央金庫、東京証券信用組合及び(社)東京銀行協会を含む。

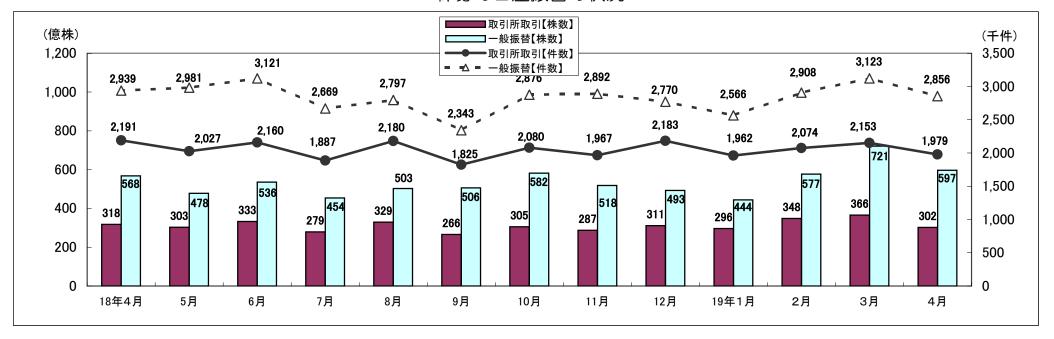
⁽注2) 証券取引所等には、日本証券業協会、日本証券決済㈱、㈱日本証券クリアリング機構、 ㈱ほふりクリアリング、証券代行会社(3社)及び短資会社(3社)を含む。

株券の保管残高等の状況

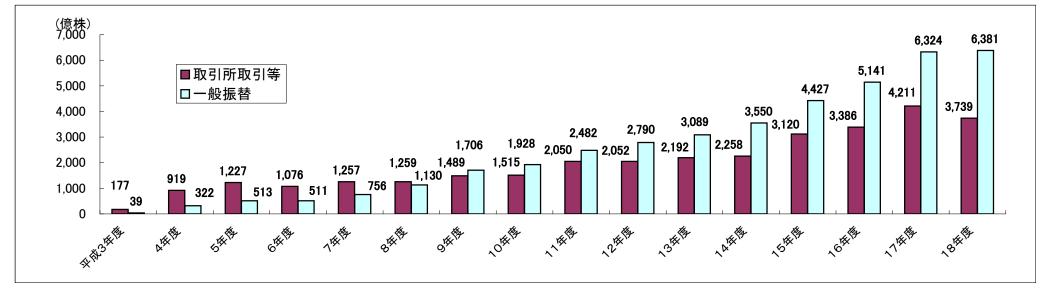


⁽注)平成7年度から不所持化開始。

株券の口座振替の状況



<参考> 株券の口座振替株数(平成3年度~平成17年度)



株券保管状況と所有者別内訳

f.政府·地方公共団体

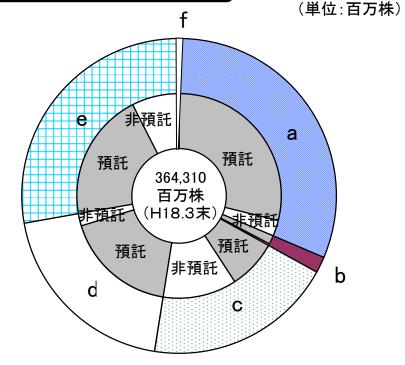
所有株式数 450 (0.1%) うち預託分 5 非預託分 445 預託率 1.1%

e.個人・その他

所有株式数 101,189(27.8%) うち預託分 74,255 非預託分 26,934 預託率 73.4%

d.外国人(非居住者)

所有株式数 71,414(19.6%) うち預託分 64,781 非預託分 6,633 預託率 90.7% 全体 所有株式数 364,310 うち預託分 278,424 非預託分 85,886 預託率 76.4%



a.金融機関

所有株式数 113,651(32.1%) うち預託分 104,819 非預託分 8,832 預託率 92.2%

b.証券会社

所有株式数 5,945(1.6%) うち預託分 5,713 非預託分 232 預託率 96.1%

c.事業法人等

所有株式数 71,659(19.7%) うち預託分 28,848 非預託分 42,811 預託率 40.3%

- ※「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」より作成(基準日:平成18年3月末)
- ※データは、取扱銘柄の最終決算期末ごとの数値を集計したものである。

保護預り株券等の保管状況に関するアンケート調査結果

〇調査対象株券

3月末現在での内国公開会社(全国6証券取引所の上場会社)が発行する株券

〇調査対象参加者

3月末現在の参加者である証券会社及び外国証券会社

〇回答状況

	調査対象会	預託残高(百万株)	
	回答社数	調査対象社数	
平成18年3月	133 (▲2)	213 (9)	122,033 (9,752)
平成17年3月	135	204	112,281

(注1)表中の()は、昨年比。

(注2)各項目の数値は、百万株未満を切り捨てており、各項目の合計と合計欄の数値が異なる。

- ※平成18年3月末現在の参加者である証券会社及び外国証券会社の預託残高124,599百万株
- ※平成17年3月末現在の参加者である証券会社及び外国証券会社の預託残高115,650百万株

○アンケートの集計結果

1. 保護預り株券の保管状況

(単位:百万株)

11 NIXIX 17 11	73 47 PN 11 11 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10						1 T I T I T I I I I I I I I I I I I I I
		第三	三者保管	自己	合計		
	機構預託(A)	(A/D)	その他(B)	(B/D)	(C)	(C/D)	(D)
平成18年3月	110,124 (8,761)	82.5% (4.6%)	4,574 (▲ 1,799)	3.4% (▲1.5%)	18,800 (▲ 3,658)	14.1% (▲3.2%)	133,498 (3,303)
平成17年3月	101,363	77.9%	6,373	4.9%	22,458	17.2%	130,195

- ※ 発行済株式数 3.634億株のうち、約1.334億株(約37%)が保護預り株券として証券会社及び外国証券会社に預託されている。(平成18年3月末)
- ※ 顧客属性別にみた保護預り株券の状況としては、個人 約90%、金融法人 約90%、事業法人 約65%、法人全体 約70%、非居住者 約97%の保護預り株券が機構に預託されている。

2. 受入代用有価証券となっている株券の保管状況

(単位:百万株)

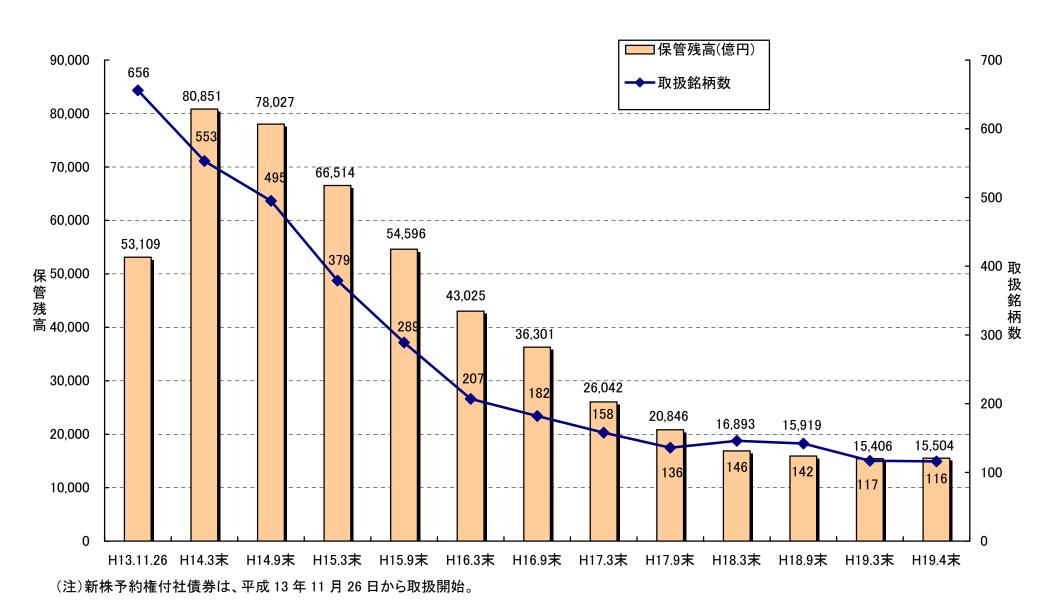
		第三	三者保管	自己	合計		
	機構預託(A)	(A/D)	その他(B)	(B/D)	(C)	(C/D)	(D)
平成18年3月	5,794 (617)	94.8% (4.9%)	280 (▲ 235)	4.6% (▲4.4%)	36 (▲ 26)	0.6% (▲0.5%)	6,111 (355)
平成17年3月	5,177	89.9%	515	8.9%	62	1.1%	5,756

3. 自己の固有財産である株券の保管状況

(単位:百万株)

		第三	三者保管	自己	合計								
	機構預託(A)	(A/D)	その他(B)	(B/D)	(C)	(C/D)	(D)						
平成18年3月	6,115 (375)	91.9% (0.3%)	494 (32)	7.4% (0.0%)	44 (▲ 17)	0.7% (▲0.3%)	6,654 (390)						
平成17年3月	5,740	91.6%	462	7.4%	61	1.0%	6,264						

新株予約権付社債券(CB)の保管残高及び取扱銘柄数



-6-

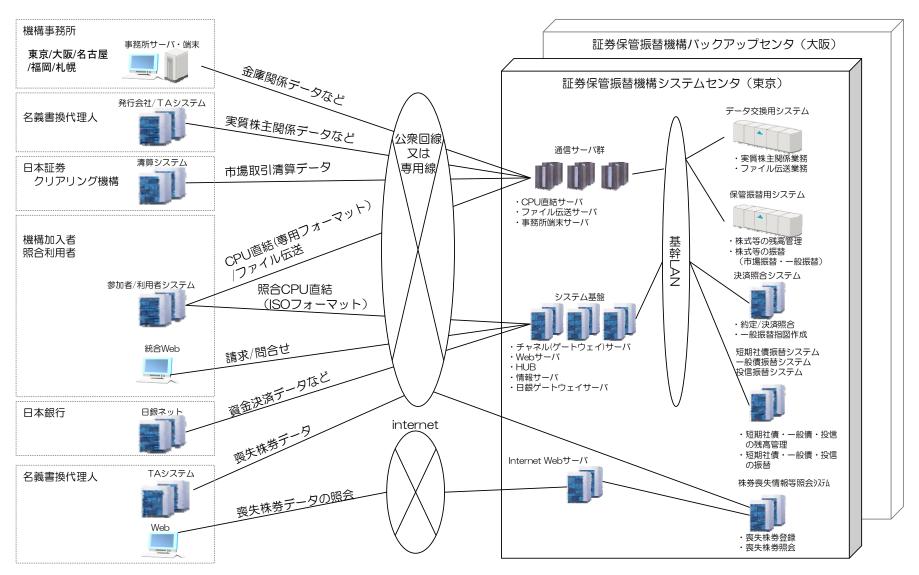
株券に係る手数料及びその料率の変遷(1単元の株式の数が1,000株の場合、1,000株につき)

(単位·円)

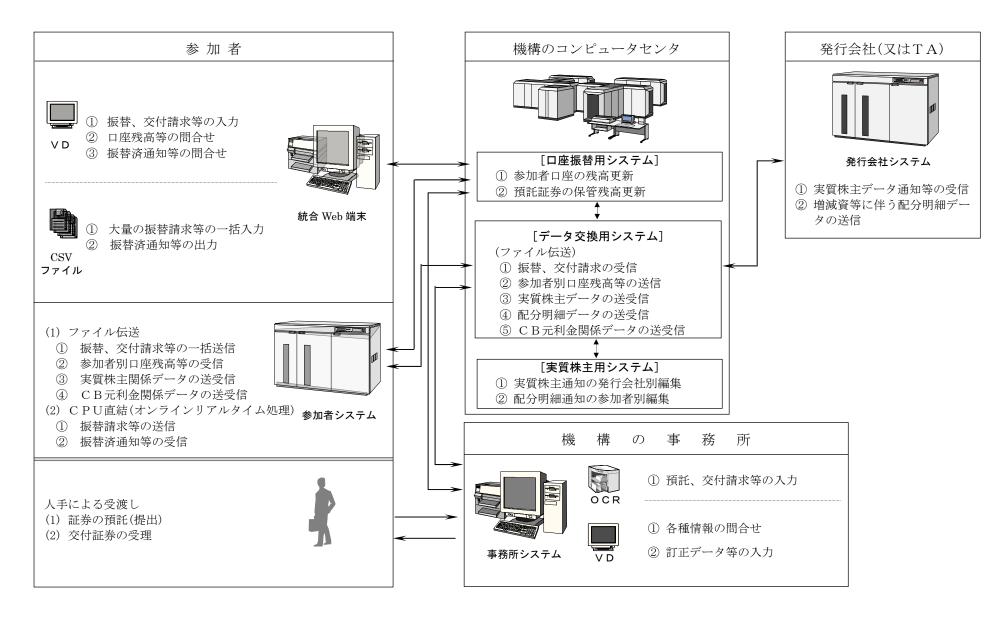
	_			let aled		_							I= ++ ·	del								1			· ·			(単位	:H)
		預	託手	数料									振替手数	料		交 					交付 手数料	保管手数		雪手数米	4				
実	一般振替								取引所			丁 致入 个 イ																	
実施年月		5億株	10億	20億	30億株		5千万	7千万	1億株 超3億	3億株 超	5億株	15億株 30億株	- 50億株 70億	意株 100億	200億	同		0区分[コ座間の振替	取引等			意株 1	5億 30	億 50億	70億	100億	200億 3	00億 500億
年 月		超10 倍井	株超	株超	超		株超7	7千万 株超1 億株以	超3億	超	超15億	超30億 超50億株以下 株以下	超70億超1	00 株超	株超							超億	15 村	5億 30 株超 株 10億 50	超 株起	株超 100億	株超	株超 株	00億 500億 株超 株超 00億
		以下	株以	株以	30億株超		以下	下	1本以 1		1本以 1	1401	下	株以下	:		株超7 株	朱超1	1億株 3億株 超3億 超			以	下槽	朱以 株	億 50億 超 株起 億 70億 以 株以 下	株以	株以	株以 ホ	未以
			下	下													千万株 位以下	息休以 下	休以下			(3)		F T	下	下	下	下「	۶
H3.10. 9	6					6										3	\setminus			12	6	0.28							
6. 4. 1				\																					(3) O	料率の75	%		
7. 4. 1																							(3)0		(3)	の料率の)55%	
8. 1. 1		2		1																			0	料率 D					
8. 4. 1								\									\					0.25	6	5%			(3)の料	率の45%	
9. 4. 1																	\	\				0.23							
											(1)の	(1) の (1) の	(1)/	の料率の45	26							0.23							
10. 2.20											料率の	料率の 85% 55%		// A7 45 U) 45	70														
10. 4. 1						5		\			75%	65% 55%				2.5		\		10		0.16							
11. 4. 1									\				(1) 料料		率の25%			`	\			0.14				(3)の 料率	((3)の料率	5 の25%
12. 4. 1													35%									0.12				の			
12.10. 1																						0.1				35%			
13. 4. 1									\						(1) 0							0.09						(3)の	料率の15%
13. 6. 1				-	0.5				`						料率の 15%							0.00							
13.10. 1				`	0.5										1070							0.08 (3)の((3)の(3)の (3)	D (3) D	(3) Ø	(3) (0)	料率の10%
																						料	率	料率 料	率 料率	料率	料率	(0) 0).	11-071070
14. 1.25					0.25					\									\			の 70		り 0% 50	の 40%	の 30%	の 20%	_	
14. 4. 1										/									\			0.07						((3)の料率の5%
15. 4. 1	3	1	0.5	0.25	0.125	4.5	(1)の料	率の70%	(1)の料	率の50%					•	2.25			\	9		0.06							
16. 4. 1								(1)の		(1)の			_				(2)の((2)の	(2)の (2)の										(3) Ø
								料率の 60%		料率の 40%							料率の制	料率の	料率の 50% 料率の 40%										料率の 2.5%
16.10. 1	0	0	0	0	0			00%		4070			_		_		7070	70	30 70 40 70										
		0	U	U	U															1件につ		0.05							
17. 4. 1											1件につ	き、200円					1件に	こつき、	50円	き、100円		0.05							
18. 4. 1											1件につ	き、180円					1件に	こつき、	45円	1件につ き、90円									
			1													1		_ •		a,90H					1		1	1	

- (注1) 各手数料は、日々の預託・振替(株数基準[旧体系]:日々の株数、件数基準[新体系]:月間件数合計)・交付・保管株数に基づいて算出する。
- (注2) 振替手数料については、平成17.4.1より、振替株数を基準とした料率体系(旧体系)から、振替件数を基準とした料率体系(新体系)に変更。平成17年度においては、新体系に係る徴収料率は、上表のとおり(ただし、 一般振替及び取引所取引決済振替に係る一定件数以下の部分等は、軽減料率(標準料率の2分の1)を適用。)とし、旧体系(一般振替の(1)は4.5円、同一参加者の区分口座間の振替の(2)は2.25円、取引所取引等は 9円)により算出される額と比較して増加又は減少する差額分を、2割加味し算出。
- (注3) 平成18年度においては、新体系に係る徴収料率については、上表のとおり(ただし、一般振替及び取引所取引決済振替に係る一定件数以下の部分等は、軽減料率(標準料率の2分の1)を適用。)とし、旧体系(一般振替の(1)は3.5円、同一参加者の区分口座間の振替の(2)は1.75円、取引所取引等は7円)により算出される額と比較して増加又は減少する差額分を、4割加味し算出。

証券保管振替機構 システム概念図 (19年1月現在)



証券保管振替システム(概念図)[19年1月現在]



一般振替DVPの現状について

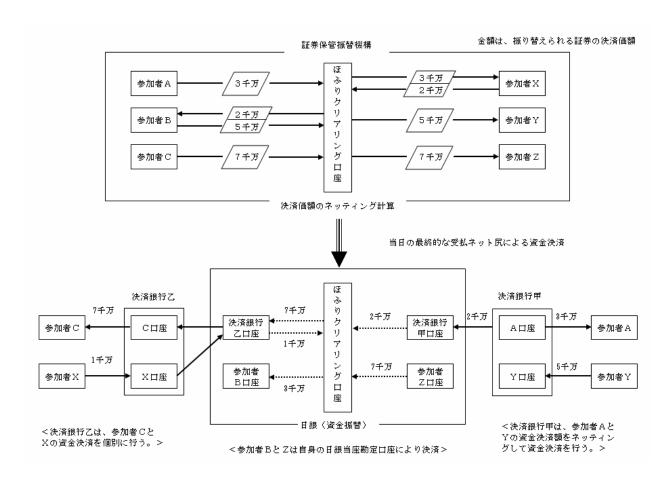
1. 制度の概要

一般振替DVP制度は、証券保管振替機構における一般振替(株券等の振替のうち、取引所取引の清算に伴う口座振替以外の口座振替)を利用した証券決済について、証券の引渡しと資金の支払いを制度的にリンクさせたDVP

(Delivery Versus Payment) の 仕組みを導入することによ り、決済当事者が負担する決 済リスク(とりわけ「相手方 に証券を渡したのに、相手方 から資金が受け取れない」と いう元本リスク)を削減する 仕組みです。

一般振替DVP制度では、 証券の受渡しを1件ごと(グロス・ベース)に行う一方で、 資金の受払いは、1件ごとに 差引計算し、14時の時点に おける差引受払額(ネット・ ベース)で行います。このようなスキームのDVP決済 を、「グロス=ネット型DV P」と呼びます。

【一般振替DVP概念図 (例)】



2. 一般振替DVPの運営主体

一般振替DVP制度においては、証券取引清算機関(CCP)である(株) ほふりクリアリングが運営主体となって、決済当事者間の証券と資金の授受 に関する債務を引き受け、資金の授受の履行に際しては当事者との間でネッ ティングを行うこととしており、併せて様々なリスク管理措置を講じること により証券決済に係る元本リスクを削減し、資金決済の確実な履行を図って います。

【株式会社ほふりクリアリングの概要】

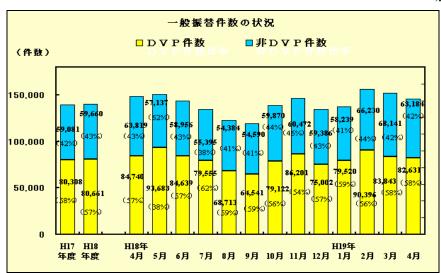
会 社 名 : 株式会社ほふりクリアリング

英文商号: JASDEC DVP Clearing Corporation 代表者: 代表取締役社長 竹内 克伸

資本金: 310百万円

株 主 構 成 : 株式会社証券保管振替機構の全額出資 事 業 内 容 : 有価証券債務引受業及び附帯・関連業務

DVP決済取扱日: 平成16年5月17日



3. 一般振替DVPの利用状況

(1) DVP振替件数・数量

	全有価証券	株式					
	件数	件数	数量				
一般振替 (DVP)	74,394 件	73,533 件	900 百万株				
一般振替(非DVP)	55,037 件	54,379 件	1,505 百万株				

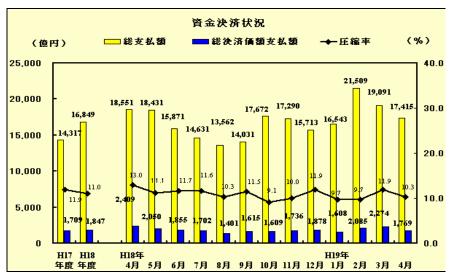
(2) DVP振替金額

	一般振替(DVP)
株式	1,335,296 百万円

(3) DVP決済状況

総支払額	1,370,198 百万円
総決済価額支払額	159,314 百万円
圧縮率	11.8%

※本統計の数値は、平成16年5月17日から平成19年4月30日までの1営業日平均。



決済照合システムについて

1. 我が国特有の決済環境を前提とした STP の実現

機関投資家取引において、運用を行なう機関と運用財産の管理を行なう機関が別という形態は、我が国に限らず欧米等においてもよく見うけられるものだが、特定金銭信託取引において信託銀行が運用内容の確定を行なう権限・義務を負っているという点は我が国特有のものと言える。そのため、我が国特有の決済環境を前提とした STP の実現を目指し、本システムを開発した。

2. 国際標準に準拠した日本標準の策定・採用

証券市場の国際化は急速に進展している。これまでは国内だけで通用する独自のメッセージ・フォーマットや各種コードを使ってシステムを構築するのが一般的であったが、これからは常に海外との接続を念頭に置いたシステム構築が必要となると思われる。そのため、本システムを構築するに際してはこの点に留意し、メッセージ・フォーマット・、各種コードで採用することとした。

3. 売買当日照合(T+0 マッチング)

本システムは現行と同じ T+3 決済という環境下においてスタートしたが、将来の T+1 決済の実現をにらみ売買当日に照合を終了させることを目標としている。

T+0 マッチングの実現はまた、投資信託委託業務の利便性の向上にも寄与するものであると考えている。すなわちオープンエンド型の投資信託は基準価額(追加・解約の基礎となる受益権の一口当たりの時価)を毎日算定・公表しなければならないが、その価額の算定は早くそして公正であることが求められる。本システムにおいては、売買約定当日に投資信託委託会社の作成する運用指図データと証券会社が作成する売買報告データの照合をリアルタイムで行い照合一致したデータを受託銀行である信託銀行に送信する。これにより、信託銀行側においても基準価額の算定をスムーズかつ正確に行うことができ、投資信託委託会社の算定した基準価額との照合がより早く正確に行なわれるようになる。

4. 一般振替 DVP 等との連動

2004 年5月の一般振替 DVP 実施に伴い、本システムは DVP システムと連動し、本システムにおいて照合一致した決済指図 データは、自動的に DVP システムに送信され、別途追加の指図入力を行なうことなしに決済を完了させられるようになった。また、2005 年5月には国債清算機関(JGBCC)との連動、さらに 2006 年1月には一般債及び短期社債の DVP システムとの連動も実現している。

5. 電子化・ペーパーレス化

情報の電子化・ペーパーレス化は STP の実現のための大前提である。これに関連しては、2001 年 10 月1日に施行された改正内閣府令により、顧客の承諾を条件として本システムを通じた取引報告書の電子交付が可能となった。

ゾッセージ・フォーマット:ISO15022

ISO15022 は、2002 年秋以降 S.W.I.F.T. (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) ネットワークにおいて標準的に使用されることとなったいわゆる新証券メッセージを ISO (International Organization for Standardization) に登録したものであり、かつて世界各国の金融機関の間で広く使用されていた ISO7775 の後継であることから、世界の金融機関間の共通のメッセージ・フォーマットであると考えられる。これを採用することによって、例えばグローバル・カストディアンから日本のサブ・カストディアンに対して送信された決済指図を容易に本システムに送信することが可能となった。

また、ISO15022 は拡張性に富んだ構造をとっていることから、本システムの対象有価証券の拡大、取引形態の多様化等の拡張性を担保している。

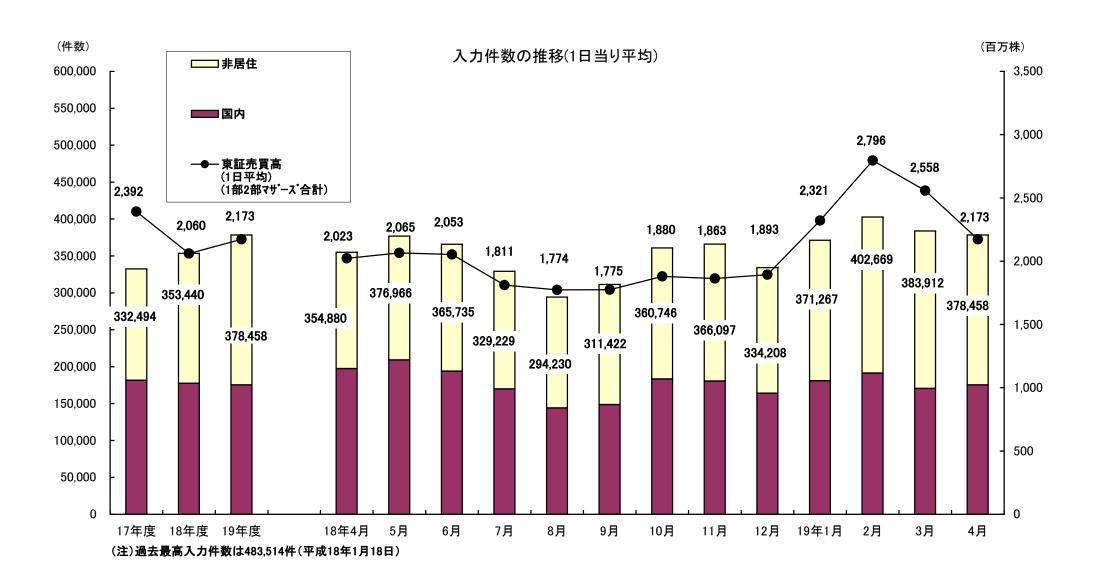
『証券コード:新証券コード(ISIN(International Securities Identification Number)

新証券コード(ISIN)は国際証券コード体系(ISO6166)に準拠して証券コード協議会によって附番されている標準コードで、国内株式は全て JP+基本コード+チェックディジットの12 桁で構成されている(国内で公募により発行された債券等も同様である。)。 ISIN は各国の証券コード附番機関が国際証券コード体系に準拠して附番したものであるため、世界共通の唯一のコード体系と言える。これを採用することはメッセージ・フォーマットとして前述の ISO15022 を採用するのと同様の効果があると考えている。

金融機関識別コード:BIC (Bank Identifier Codes)

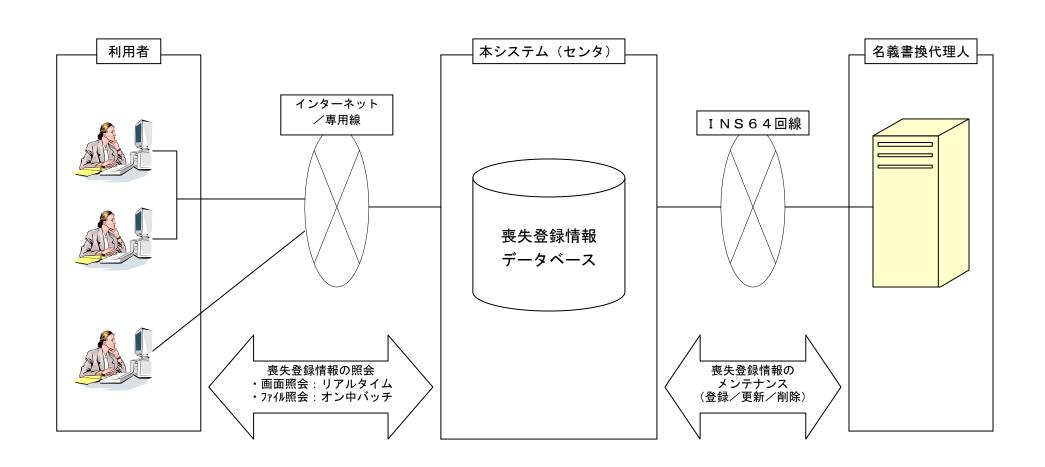
本システムにおいては、取引の相手方、決済の相手方等様々な関係者をコードによって識別する必要がある。BIC は先の ISO15022 と同様 S.W.I.F.T.ネットワークにおいて標準的に使用されている金融機関識別コードの体系で、ISO9362 として登録されている。本システムを利用する際には、銀行、証券会社はもとより投資信託委託会社、投資顧問会社等原則的には全ての利用者に BIC を取得していただくことになるが、何らかの理由で BIC が取得できない場合には統一金融機関コード、証券会社等標準コード等を補助的に用いることによりシステム 上、識別することとしている。

決済照合システムの利用状況

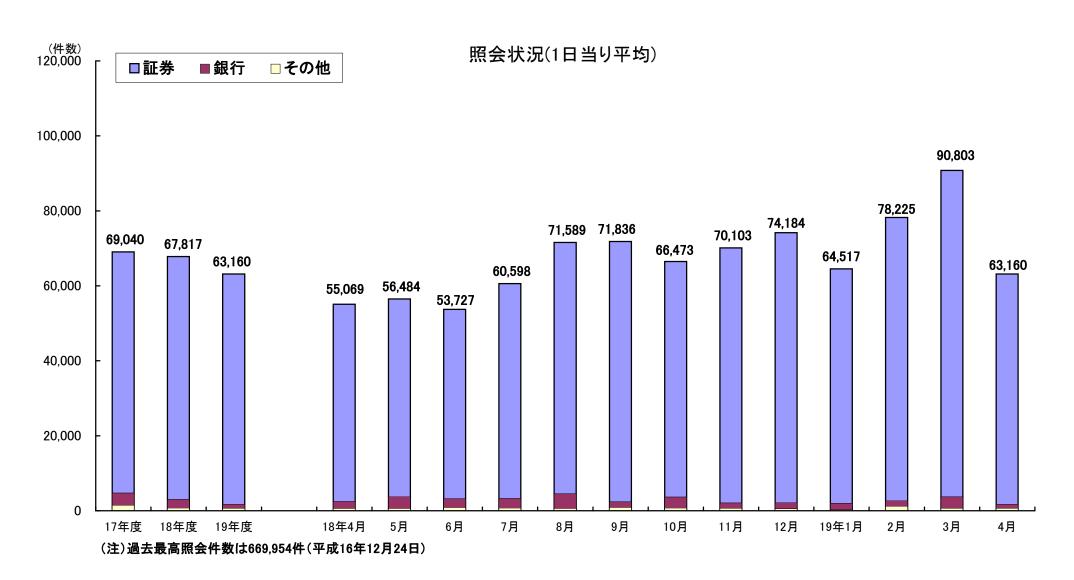


株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS;シトラス)について

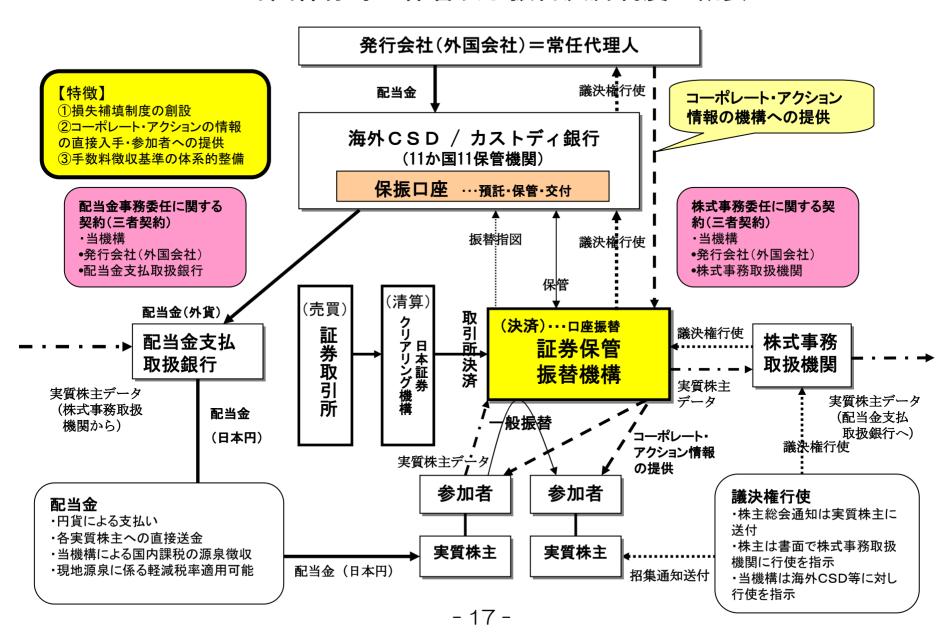
「株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS;シトラス)」は、名義書換代理人等より提供される株券喪失登録情報等を、機構の有するデータベースに登録し、Web環境等を使用して参加者等のユーザーに提供するものである。



株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS) 照会状況



外国株券等の保管及び振替決済制度の概要



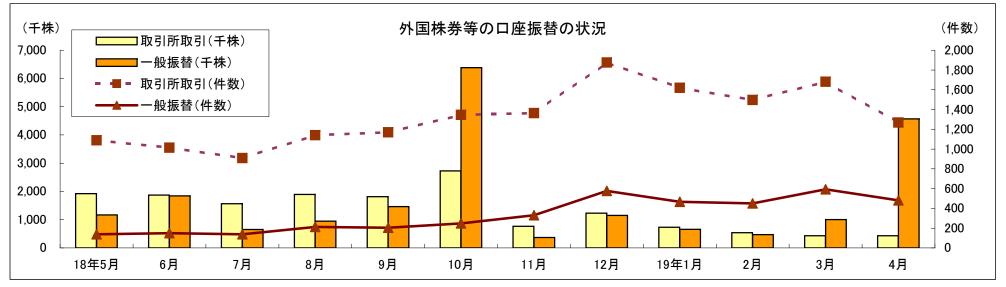
機構取扱外国株券等一覧

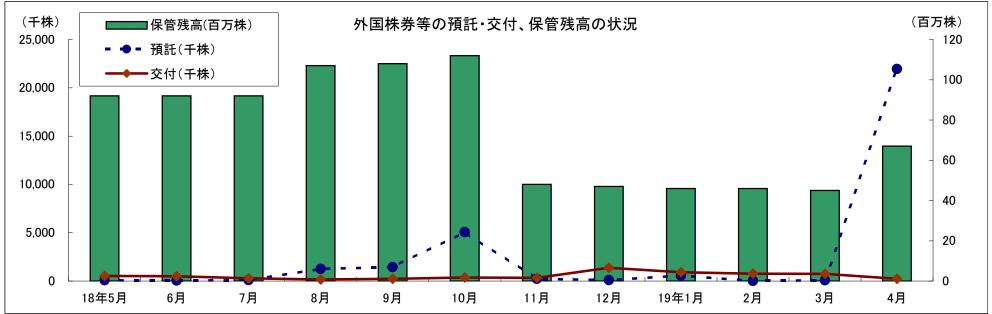
(平成19年5月31日現在)

No.	コード	銘柄	設立地	現地保管機関	· 成19年5月31日現在 <i>)</i> 国内の上場取引所
1	1773	ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド	マレーシア	Standard Chartered Bank Malaysia Berhad	東証
2	2149	アジア・メディア	バミューダ	Standard Chartered Bank Hong Kong	東証
3	3827	ジャパンインベスト・グループ・ピー・エル・シー	イギリス	Citibank N.A.,London	東証
4	4850	ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー	米国	Depository Trust Company	東証
5	4863	バイエル・アクツィーエンゲゼルシャフト	ドイツ	Clearstream Banking Frankfurt	東証
6	4875	メディシノバ・インク	米国	Depository Trust Company	大証
7	5051	ビーピー・ピーエルシー	イギリス	Citibank N.A.,London	東証
8	5412	ポスコ(※※)	韓国	Depository Trust Company	東証
9	6687	アルカテル・ルーセント	フランス	BNP Paribas Securities Services	東証
10	7659	フォルクスワーゲン・アクチエンゲゼルシャフト	ドイツ	Clearstream Banking Frankfurt	東証
11	7661	ザ・ボーイング・カンパニー	米国	Depository Trust Company	東証
12	8634	ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	米国	Depository Trust Company	東証
13	8640	トロント・ドミニオン銀行	カナダ	THE CANADIAN DEPOSITORY FOR SECURITIES LIMITED	東証
14	8641	ウエストパック・バンキング・コーポレーション	オーストラリア	HSBC Australia	東証
15	8642	バークレイズ・ピーエルシー	イギリス	Citibank N.A.,London	東証
16	8648	バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション	米国	Depository Trust Company	東証
17	8657	ュービーエス・エイ・ジー	スイス	UBS A.G.	東証
18	8665	ビー・エヌ・ピー・パリバ	フランス	BNP Paribas Securities Services	東証
19	8666	ソシエテ ジェネラル	フランス	BNP Paribas Securities Services	東証
20	8675	メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク	米国	Depository Trust Company	東証
21	8678	ザ・スペイン・ファンド・インク (※)	米国	Depository Trust Company	大証
22	8681	コリア・エクイティ・ファンド・インク (※)	米国	Depository Trust Company	大証
23	8682	モルガン・スタンレー・アジアーパシフィック・ファンド・インク (※)	米国	Depository Trust Company	大証
24	8683	テンプルトン・ドラゴン・ファンド・インク (※)	米国	Depository Trust Company	大証
25	8685	アメリカン・インターナショナル・グループ・インク	米国	Depository Trust Company	東証
26	8686	アフラック・インコーポレーテッド	米国	Depository Trust Company	東証
27	8689	エイゴン・エヌ・ヴィ	オランダ	Citibank International plc, Amsterdam Branch	東証
28	8990	ヘンダーソン・ランド・ディベロプメント・カンパニー・リミテッド	香港	Standard Chartered Bank Hong Kong	東証
29	9399	新華ファイナンス・リミテッド	ケイマン諸島	Standard Chartered Bank Hong Kong	東証
30	9481	テレフォニカ・エセ・アー	スペイン	Santander Investment S.A.	東証
31	9496	ドイツテレコム・アーゲー	ドイツ	Clearstream Banking Frankfurt	東証

(注)現在の上場銘柄は、外国株券(無印)、外国投資証券((※)印)及び外国株預託証券(※※)のみ。

外国株券等保管振替決済業務の状況





- (注)①11月に保管残高が大幅に減少したのは、メディシノバ(4875)の10:1の株式併合による。
 - ②日本証券決済㈱からの既上場外国株に関する業務の当社への移管は、平成18年12月をもって完了した。
 - ③19年4月の預託増は、アジア・メディア・リミテットの取扱い開始による。

Ⅱ 振替業の現状について

振替業……社債等振替法に基づき行う(ペーパーレス)社債等の振替に関する業務をいう。 現在は、振替業として短期社債振替制度・一般債振替制度・投資信託振替制度を運営している。

短期計信振替制度の概要

1. 短期計債振替制度の目的

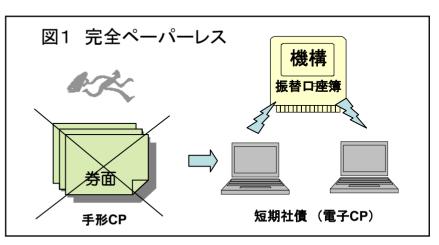
コマーシャルペーパーを完全にペーパーレス化し、 その発行、流通、償還を機構のコンピューターシステム 上の帳簿(振替口座簿)の記録により行う。

2. 短期社債振替制度の特徴

電子CPには、手形CPにないメリットがある。

① 券面が不要(ペーパーレス化) 券面作成事務・保管コスト、紛失・盗難リスク削減

③ DVP(Delivery Versus Payment) 決済 電子CPの権利移転と資金決済を同時化



② 発行・決済の迅速化 約定から発行までの期間短縮 T+Oも可能

④ 流通の促進

「各社債の金額」単位で小口化して流通可能

3. 業務関係者

短期社債振替制度には以下の参加形態がある。

①発行者・・・・ 短期社債の発行主体

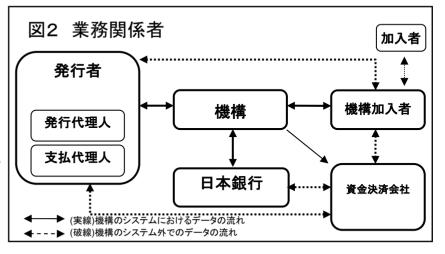
②機構加入者 ・・・・ 機構から口座の開設を受けた者

③発行・支払代理人・・・ 発行者の代理人として発行・償還

に係る処理を行う者

④資金決済会社 ・・・・ 発行者、機構加入者の指示に従い

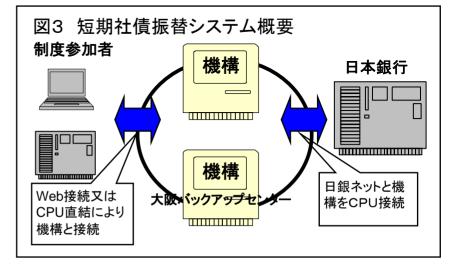
資金決済を行う者



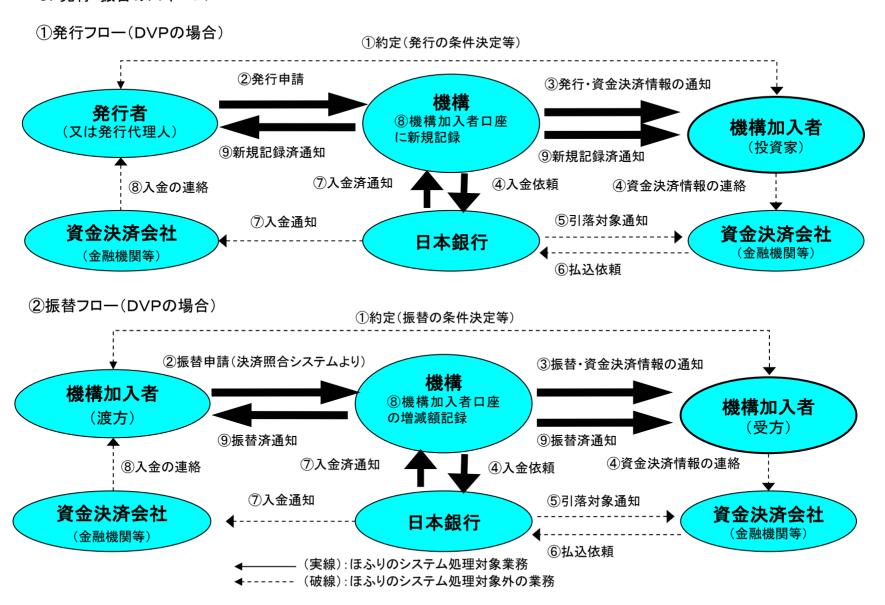
4. 短期社債振替システムの概要

制度参加者は、汎用のパソコンを利用して機構と接続するWeb接続、又は制度参加者のコンピュータセンターと機構と接続するCPU接続のいずれかの方法により、接続する。

日本銀行とはCPU接続を行い、DVP決済を実現している。(図3参照)



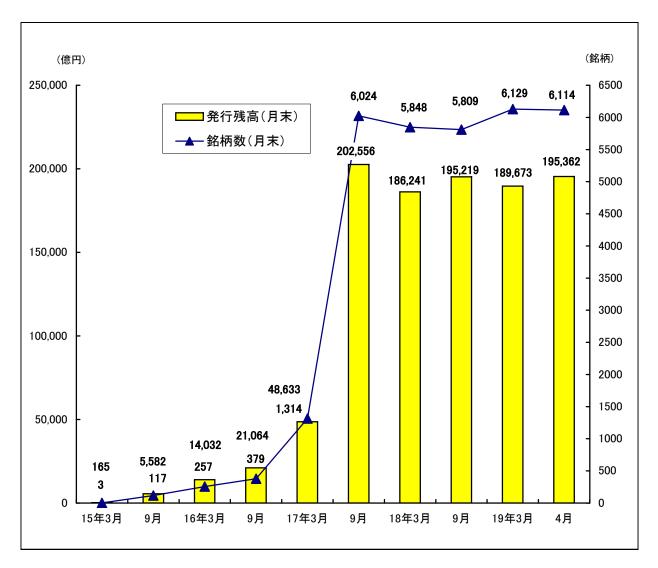
5 発行・振替のスキーム

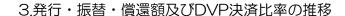


短期社債振替制度の現状

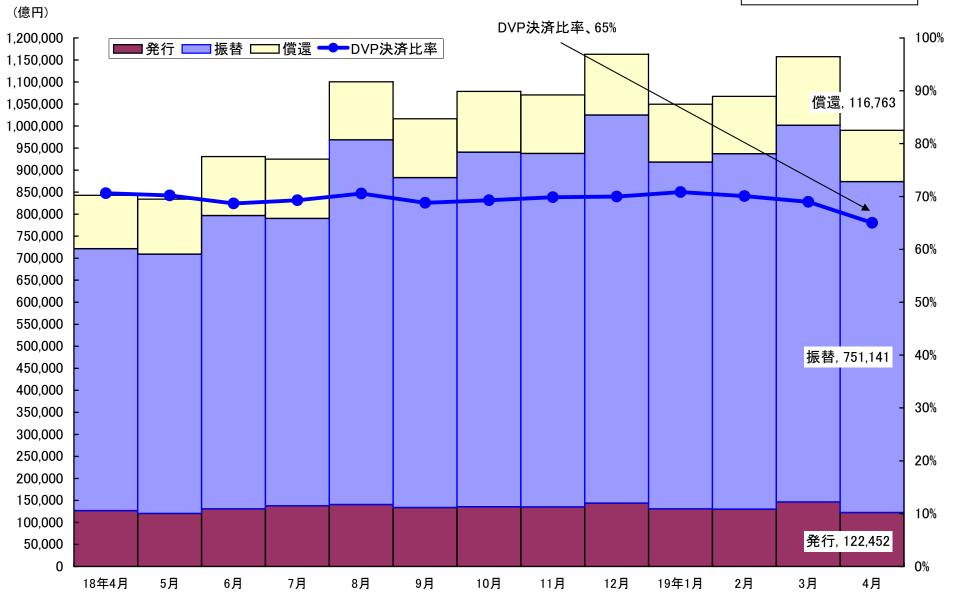
- 1. 短期社債振替制度への参加状況 (平成19年4月末現在)
 - 発行者 ··· 443 社 事業法人、都銀、地銀、信託銀、証券、その他金融機関等
 - 機構加入者 ··· 66 社 都銀、地銀、信託銀、証券、損保、その他金融機関等
 - 〇 間接口座管理機関 … 9 社
 - 資金決済会社 ··· 142 社 都銀、地銀、信託銀、証券、その他金融機関等
 - 代理人 ··· 19 社 都銀、証券

2. 短期社債の発行残高と銘柄数の推移





19年4月合計99兆356億円



- 一般債振替制度の概要
- 1. 一般債振替制度の特徴
 - ① 完全ペーパーレス化 発行コストの削減、事務処理負担の軽減
 - ② 残高管理に基づく振替制度 券種・記番号の管理を廃し、円滑な流通が可能
 - ③多段階の階層構造の参加形態 口座管理機関の事業展開の弾力化、国際的 連携も可能
 - <u>4</u> DVPの実現

発行·流通·償還の全てにおいて権利移転と 資金決済を同時化

⑤ STPの実現

決済照合システムと連動し、約定照合から 証券・資金決済に至る事務処理を効率化

2. 取扱い対象

〇社債

(新株予約権付計債を除く)

- 〇地方債 (証書形式で発行されるものを除く)
- 〇投資法人債
- 〇保険相互会社債
- OSPCなどの特定社債
- 〇財投機関、地方公社などの発行する特別法人債 (学校債等、法律上の発行根拠規定がない法人 が発行する債券を除く)
- 〇サムライ債などの外債

3. 制度参加

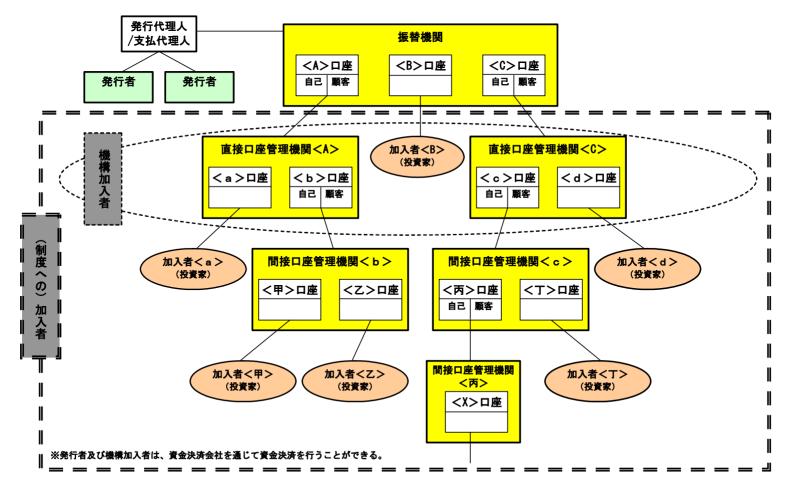
①加入者・・・一般債の保有者(社債権者)

②発行者・・・ー般債の発行主体

③発行・支払代理人・・・発行者による選任をうけ、新規発行事務・元利払事務など機構との電子的情報の送受信を行う

④口座管理機関・・・・機構や他の口座管理機関から口座の開設を受け、他の者のために口座を開設する

⑤資金決済会社・・・発行者、加入者の指示に従い資金決済を行う



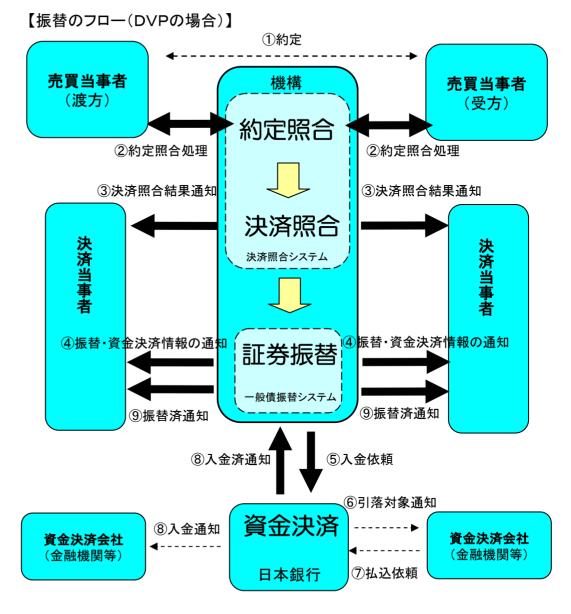
4. 発行

- ①発行条件決定後、発行代理人は発行者に 代わり銘柄の情報を電子的に通知する。
- ②発行日までに、発行代理人は応募者の口 座・金額等の情報を通知する。
- ③発行代理人からの払込確認の通知を受け、 機構は振替口座簿に新規記録を行う。

日本銀行の当座勘定での資金払込と機構の振替口座簿の新規記録を連動したDVP決済も利用可能。

5. 流诵•振替(右図参照)

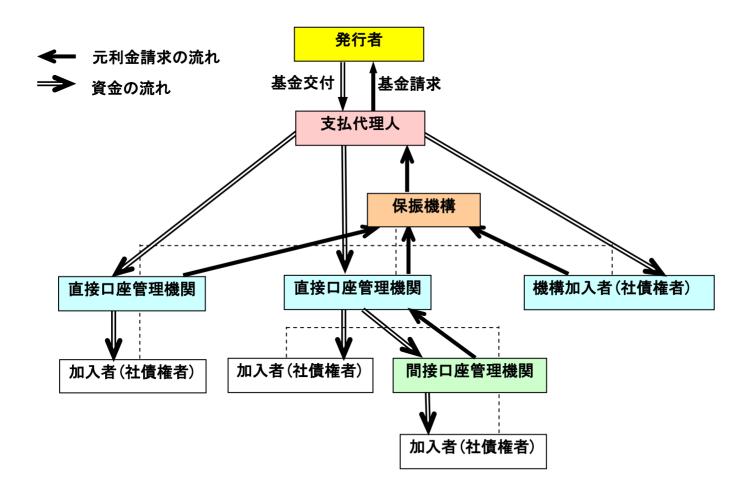
- ○売買等に伴う権利の移転は振替口座簿の 振替により行う(担保や質権の設定も設定者 の口座から担保権者や質権者の口座への 振替により行う)。
- 〇日本銀行の当座勘定での資金振替と機構 での振替口座簿の証券振替を連動したDVP 決済も利用可能。
- 〇機構が運営する決済照合システムとの連動 により、約定結果の入力から証券/資金決済 に至るまでのSTP化が実現。



◆-----(実線):ほふりのシステム処理対象業務 ◆-----(破線):ほふりのシステム処理対象外の業務 - 27 -

6. 元利金の支払い

- ・支払代理人 → 直接口座管理機関 → 間接口座管理機関 → 加入者 と階層構造に沿い資金を交付
- ・加入者は口座管理機関に対し、元利金の請求・代理受領を委任



一般債振替制度の現状

1. 一般債振替制度への参加状況 (平成19年4月末現在)

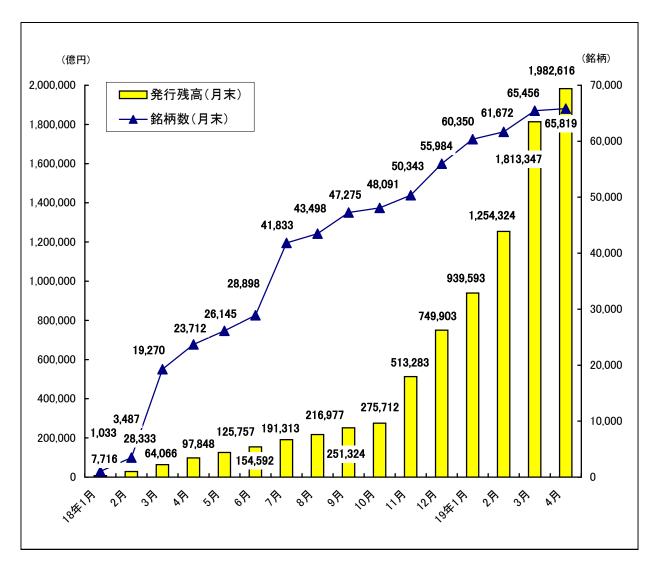
○ 機構加入者 ··· 87 社 金融機関等

○ 間接口座管理機関 ··· 362 社 金融機関等

O 資金決済会社 ··· 142 社 金融機関等

○ 代理人 ··· 197 社 金融機関等

2. 一般債の発行残高と銘柄数の推移



投資信託振替制度の概要

投資信託振替制度は、投資信託の受益証券をペーパーレス化して、受益権の発生や消滅、移転をコンピュータシステム上の口座(振替口座簿)の記録により行うもので、2007年1月4日に制度を開始した。

なお、上場投資信託(ETF)については、2008年1月4日を振替制度対応の実施目標日としており、原則として振替制度後の株式(株券電子化)と同一のシステム基盤で処理を行うが、株券電子化までは現行の保管振替システム等を活用することになる。

1. 制度の特徴

受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理

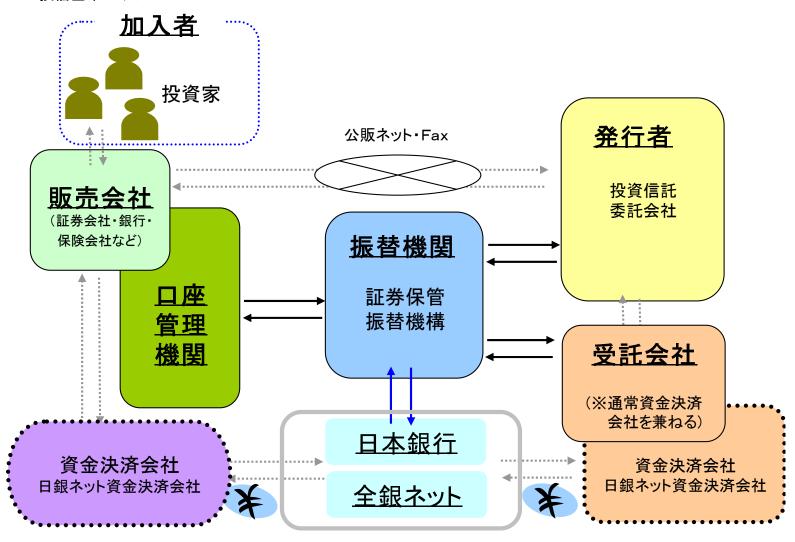
- 受益証券が発行されない。(←発行できない。)
 - 一受益者から受益証券の発行を請求されることもない。
 - 記番号管理から残高管理となる。
- 設定や解約、償還、販売会社移管、質権設定がコンピュータシステム上の帳簿(振替口座簿)の記録により行われる。

2. 取扱対象

「投資信託及び投資法人に関する法律」(投信法)に規定する投資信託

- 原則、契約型の委託者指図型を対象
- 機構が、発行者の同意を得た受益権
- 最低発行単位の口数が1口であること

3. 投信基本モデル



投資信託振替制度の現状

1. 投資信託振替制度への参加状況 (平成19年4月末現在)

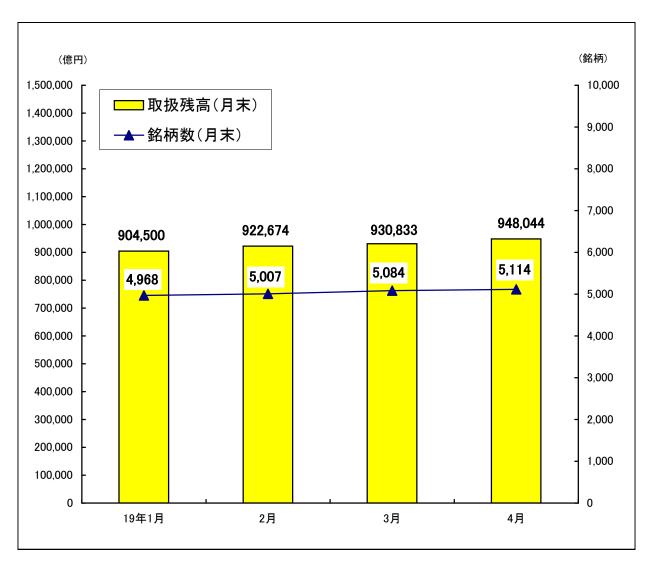
O 発行者 ··· 75 社 投資信託委託会社

○ 機構加入者 ··· 181 社 金融機関等

○ 間接口座管理機関 ··· 658 社 金融機関等

○ 資金決済会社 ··· 45 社 金融機関等

2. 投資信託の取扱残高と銘柄数の推移



Ⅲ 証券決済システム改革への取組みについて

G30 勧告(ISSA 改訂後)の達成状況^{健1)}

(2007.4 作成)

勧告	勧告内容	日本	欧米諸国					アジア・オセアニア諸国						
			アメリカ	(1 * J),	フランス	ኑ	1-0	韓国	中国	香港	台湾	シンカ゛ ポ゚−ル	オーストラ リア	ニューシ゛
[1] 直接参加者の 約定照合 [2] 間接参加者の 約定照合	・取引当日(T+0)の約定照合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・ 照合内容と決済システムのリンウ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	• T+1 までの約定内容の承認	O ^(注 2)	0	0	0	0	×	0	×	0	0	×	0	0
[3] 証券集中 保管機関 (CSD; <u>C</u> entral <u>S</u> ecurities <u>D</u> epository)	・広範な関係者が参加可能な CSD の実現	〇(注3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・広範な預託(取扱可能)商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・不動化又は無券面化の追求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・複数 CSD の同様のルール・慣習下での運営 (資金・担保物権の効率的利用の可否等)	〇 ^(注 4)	0	×	_		0		×			_	0	_
[4] ネッティング決済	・RTGS 又はランファルシー基準に基づく ネッティング決済の導入	〇(注5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[5] DVP	・全証券取引への DVP 決済の適用	〇(注6)	0	0	0	×	0	0	×	0	0	0	0	0
[6] 即日資金化	・ 決済代金の即日資金化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[7] ローリング 決済	・ 全市場でのローリング決済方式の採用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・全市場での T+3 以下最終決済の実現	0	0	0	0	O (T+2)	0	O (T+2)	O ^(注 9) (T+1)	O (T+2)	O (T+2)	0	0	0
[8] 証券貸借	・証券貸借の促進	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	×	0	0
	・証券の貸付けに対する規制等の排除	0	0	0	0	0	0	0	×	0	×	×	0	×
[9] 統一証券コード 等	・ 標準証券メッセージの採用	N/A ^(注 7)	×	0	×	×	0	×	×	×	×	0	×	×
	・国際証券銘柄コード(ISIN コード)の採用	〇 ^(注7)	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0

- (注1) G30 (GROUP OF THIRTY) が 1989 年に証券決済の安全性、効率性、利便性の向上の観点から国際標準となるべき事項の勧告を行った。その後、ISSA (INTERNATIONAL SECURITIES SERVICES ASSOCIATION) が 1995年に各国の G30 の達成状況を勘案し、目標を修正した勧告を採択した。なお、2000年6月及び 2003年1月に、さらにアップデートした勧告が公表されている。
- (注2) 2001 年 9 月に証券保管振替機構による決済照合システムが稼動。証券会 社、銀行、信託銀行、投信委託・投資顧問等の金融機関が利用してい る。
- (注3) 証券保管振替機構には、証券会社、銀行、保険会社、証券金融会社、 証券取引所、清算機関、株主名簿管理人等が直接参加者となっている。
- (注4) 複数の CSD が存在するが、それぞれ特定の証券の取扱いを行っている。
- (注5) 2001 年 1 月から、日本銀行は国債について RTGS 決済(即時グロス決済)を実施している。
- (注6) 2001 年 5 月、東京証券取引所は DVP 決済を実施。2003 年 1 月、日本 証券クリアリング機構が業務を開始し、各証券取引所及び JASDAC 市場 における取引について DVP 決済を実施。
- (注7) 証券取引所においては、ISINコード体系を採用しているが、主として、 国内保管銀行と非居住者投資家の間で利用されている。国内において は、いわゆる4桁銘柄コードが広く利用されている。
- (注8) A 株 (中国内の投資家のみを対象) については、T+1 を実現。B 株 (A 株以外) については T+3。

我が国における主な有価証券の決済制度の現状

			現状			改善に向けての状況
		決済機関	決済方法	DVP	照合	
株 券		証券保管振替機構	保振システムによる口座振替	0	0	・照合を2001年9月より実施 ・取引所DVPを2001年5月に実施 ・一般振替DVPを2004年5月に実施
新株予約権付社債券 (転 換 社 債 型)		証券保管振替機構	保振システムによる口座振替	0	0	・機構における転換社債券取扱いを2001年11月 に開始(同時に取引所 DVP 実施) ・照合を2002年2月より実施
	振 替 債	証券保管振替機構	一般債振替システムによる口座振替	0	0	・2006年1月に一般債振替制度を開始 ・振替制度開始時から照合を実施(ただし振替債の
普通社債	現物債		現物受渡	1	_	→)
	登録債	各登録機関銀行	各登録機関の社債登録簿上の移転 登録	-	_	
投資	信託	証券保管振替機構	投資信託振替システムによる口座振替	0	_	・2007年1月に投資信託振替制度を開始
	СР	証券保管振替機構	短期社債振替システムによる口座振替	0	0	・2003年3月に短期社債振替制度を開始 ・照合を2006年1月より実施
CP·CD	С	-	証書(現物)受渡及び売買当事者が記名捺印した譲渡通知書の債務者(発行銀行)への交付	-	_	
	現物国債	_	現物決済	_	_	
国債	振決国債	日銀	日銀ネット(国債)による口座振替	日銀DVP	0	・2001年年初からRTGS化・2003年1月から社振法の下での制度に移行・照合は2003年5月より実施・2005年5月に国債清算機関が稼動

日本及び海外主要国における証券保管振替機関比較

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	۴ ؍ ۳
	(2007年2月)	(2005年末) DTCC (The Depository Trust and	(2005 年末)	(2005 年末)	(2005年末) CBF (Clearstream Banking
機関の名称	証券保管振替機構	Clearing Corp.)	CRESTCo	Euroclear France	Frankfurt)
設立時期	2002年1月	1999 年 9 月	1994年10月	1949 年 12 月	1948 年
沿革	1984年12月(財) 証券保管振替機構設立('91年10月事業開始)。'02年6月財団より保管振替事業の全部を譲受け、事業開始。	1966年NYSEが開始したサービス Central Certificate Service が独立し、'73年設立。'99年9月NSCC(注1)と統合し、DTCCとなる。	SA/NV の子会社となる。	1949年CCDVT (注2) の制度を実質的に継承してSICOVAM が設立。'01年1月Euroclear SA/NV の子会社となる。	ト イツ国内のカッセンフェライン (注 3) が 1989 年統合され DKV (注 4) が成 立。'97 年 DBC(注 5)に名称変更。'00 年 1 月 CEDEL (注 6) との合併によ り、Clearstream International が設立され、その子会社となる。
参加者数	288	377 (2005年7月28日現在)	266	353 (2002 年末)	520 (2002 年末)
取扱有価証券	株券 (ETF、REIT 含む)、CB、短期社 債、一般債、投資信託	エクイティ、一般債、一部国債(注7)、モーケージ・ハック証券、エマージング・マーケット証券、 投資信託、短期社債、預金証書、保険 証券、OTC デリバティブ	エクイティ、一般債、国債、投資信託、マネー・マーケット商品、エニット・トラスト、オープ ン・エント、型投資会社証券、カバート・・ ワラント、預金証券	エクイティ、ワラント債、フランス国債、他のユーロ 国債、社債(フランス国内発行及び他の 国の発行した社債)、ユーロ中期債、マネ ー・マーケット商品、投資信託、預金証書	エクイティ、債券全般、投資信託、預金 証書
保管残高	451 兆円(3.84 兆米ドル) (2006 年 3 月末)	28.3 兆米ドル	3.3 兆ユーロ(4.1 兆米ドル)	4.4 兆ユーロ(5.4 兆米ドル)	8. 75 兆ユーロ (10. 75 兆米ドル)
資金決済額	315 兆円(2.7 兆米ドル) (2006 年 2 月末)	1400 兆 『 (うち国債 874.3 兆米 ドル、エクイティ・公社債 130.7 兆米 ドル)	130.6 兆ユーロ(160.4 兆米ドル)	72.7 兆ユーロ(89.3 兆米ドル)	13.3 兆ユーロ(13.4 兆米ドル) (99 年末)
預託率(株券)	80% (2006年12月末)	83% (2000 年末)	85% (2004年末)	_	N. A.
業務内容	預託・交付・保管・振替・実 質株主の通知等	預託、交付、保管、振替、配当金・利金の支払、源泉徴収、課税通知、証券貸借、レポ、株主の電子委任投票、引受サービス、ネットワークサービス(DTCC からクライアントに至るハード・ソフト・回線等の一括管理)等	預託、交付、振替、権利処理、配当 金・利金の支払、株主の電子委任投 票等	保管、振替、配当金・利金の受領支 払、株主把握等	預託、交付、保管、振替、配当金・ 利金の受領支払、証券貸借、レポ、 通貨自動変換(外国為替)サービス、 株主の電子委任投票、加工可能な データでの配信)等
DVPの形態 (上段:取引所取引)	ネット=ネット	ネット=ネット	グロス=ネット	ネット=ネット	グロス=ネット
(下段:対顧客取引)	グロス=ネット	グロス=ネット	グロス=ネット	グロス=グロス またはグロス=ネット	グロス=ネット
資金決済機関	日本銀行	ニューヨーク連銀	イングランド銀行 (注8)	フランス中央銀行	ドイツ連銀
決済日程	T + 3	T + 3	$T + 3 (2001.2 \sim T + 3)$	T + 3	T + 2
国際標準コード	_	_	実施	実施	実施
証券の寄託	任意	任意	任意	強制	任意
券 面(株券)	不動化(大券化・不所持化)	不動化(大券化)	不動化(クレスト制度内不発行)	無券面化	不動化(大券化)

⁽注1)National Securities Clearing Corp. (注2)Caisse Centrale de Depots et Virements de Titres(有価証券混蔵銀行) (注3)1937 年に制定された有価証券寄託法の下、設立された有価証券混蔵銀行

⁽注4) Deutscher Kassenverein (ドイツ証券振替機関) (注5) Deutsche Börse Clearing (注6) Centrale de Livraison de Valeurs Mobilieres (ユーロ債の決済等を行う証券振替機関)

⁽注7) アメリカにおいては連銀、ドイツにおいては CBF が国債の振替決済機関となっている。

⁽注8) CRESTCo においては、LCH(ロンドン・クリアリング・ハウス)が CCP として機能しており、資金は、イングランド銀行における清算銀行の口座により決済。

証券決済システム改革を巡る主な動き ~保振の取組み~

	2001年(13年)	2002年(14年)	2003年(15年)	2004年(16年)	2005年(17年)	2006年(18年)	2007年(19年)	2008年(20年)	2009年(21年)
法 制 その他 の動き		●改正保振法施行(4月) ●短期社債等振替法施		●株券の電子化法 公布 (6月) ¦	準備・周知期間	(公布の日から5	5年以内)		●株券電子化制度移行期 限(6月)
		行(4月)	関)(1月)						
保振全般	● C B 取 扱 開 始 (11月) (元利金事務取扱開始)	●保振の株式会社化 (6月)	振替機関指定(1月)株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS)稼働(3月)						
DVP	●取引所 D V P 決済 の導入(5月)	●制度要綱策定(6月)	●ほふりクリアリングの設 立 (6月)	●一般振替DVP 稼動(5月)					
決済照合	●第1期第1フェーズ 稼動(9月、株式)	●第 1 期第 2 フェーズ 稼働(2 月、C B・非 居住者取引)	●第 1 期第3フェーズ稼動 (5月、国債、先物·OP 等)		●国債レポ・現先 等、国債清算機関 対応(2月)	●一般債・CP 対応(1月)	〇 貸株対応 (10月)		
	Î	第1期 	第2期			\			
C P			●振替制度実施(3月)		● 印紙税特別措置 の期限到来(3月)	●フェーズ II 稼動(1月)	,		
一般債			●制度要綱策定(6月)	●システム接続仕様 書の公表(5月)		●振替制度実 施(1月)	既発債の移行	●税制経過措 置終了(1月)	
投 信				●制度要綱策定 (9月)	●システム接続仕 様書の公表(8月)		●振替制度実施(1月) 既発投信移行	●税制経過措 置終了(1月) ●上場投信 (ETF)対応期限	
株 券 電子化 対 応						●制度要綱策定(3月) ●システム接続仕様書の公 表(10月)			〇振替制度実 施(1月)
システム・ リプレース									〇リプレース実 施(1月)

⁽注)●は実施済み又は実施時期が確定しているもの。○は実施予定又は実施時期が未定のもの。

業務委員会及び各小委員会について

取 締 役 会	諮	業務委員会	
---------	----------	-------	--

小 委 員 会	検 討 テーマ等
既存業務 小委員会	現行の株券等の保管振替業について、利用者のニーズや意見を踏まえながら、その業務に関する改善等につき検討を行う。
CP小委員会	短期社債振替制度において、実務面及びシステム面等における必要な事項について検討を行う。
決済照合 (国内取引) 小委員会	決済照合システム(国内取引)において新たに対応すべき事項及び改善事項の実務面及びシステム面について必要な検討を行う。
決済照合 (非居住者取引) 小委員会	決済照合システム(非居住者取引)において新たに対応すべき事項及び改善事項の実務面及びシステム面について必要な検討を行う。
一般債 小委員会	一般債振替制度において、実務面及びシステム面等における必要な事項に ついて検討を行う。
投信小委員会	投資信託振替制度において、実務面及びシステム面等における必要な事 項について検討を行う。
株券電子化 小委員会	株式、新株予約権付社債等の新振替制度の実現を目的に、実務処理及び システム構築に必要となる要件を検討し、基本スキームの策定を行う。また、 現行制度から新制度への移行に係る実務処理や手順等について検討を行う。
外国株券等 小委員会	外国株券等の保管振替決済業務において、実務面及びシステム面等において必要な検討を行う。

ほふりクリアリング(子会社)

DVP 業務委員会

一般振替 DVP 制度について、利用者のニーズや意見を踏まえながら、その業務に関する改善等につき検討を行う。

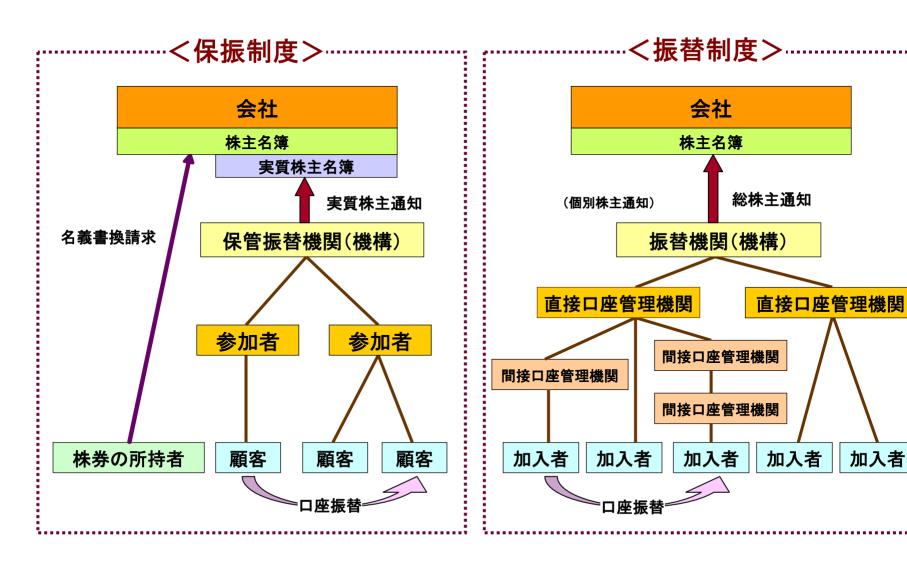
株券等の電子化の実施に向けて

これまでの検討状況

- 株券等の電子化に関する法制
 - ○「株式等決済合理化法」公布(2004年6月) → 5年以内の政令で定める日から施行
 - 〇 実務界としては、2009年1月を実施目標日と設定
- 政省令に関する関係者協議(2004年8月~2005年4月)
 - 〇 端数処理の方法について(振替機関による名寄せ)
 - 〇 外国人保有制限銘柄の取扱いについて
- 機構における検討
 - 〇 株券電子化小委員会の設置(2005年4月)
 - 〇「株券等の電子化に係る制度要綱」の公表(2006年3月)・説明会(4月~7月)
 - 〇「株式等振替システム接続仕様書」の公表(2006年10月)・説明会(12月)

株券等の電子化 新旧制度の比較1

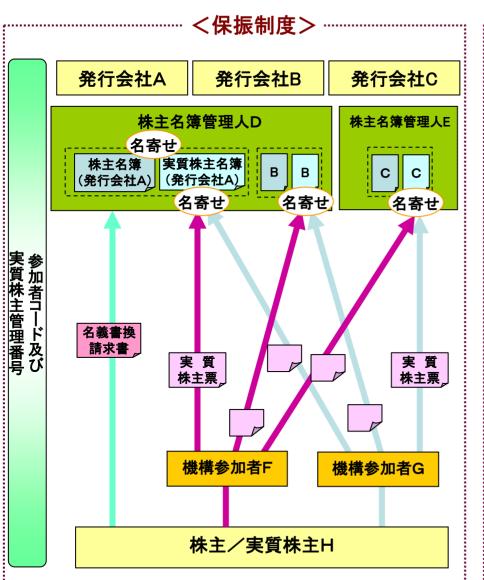
(全体概要)

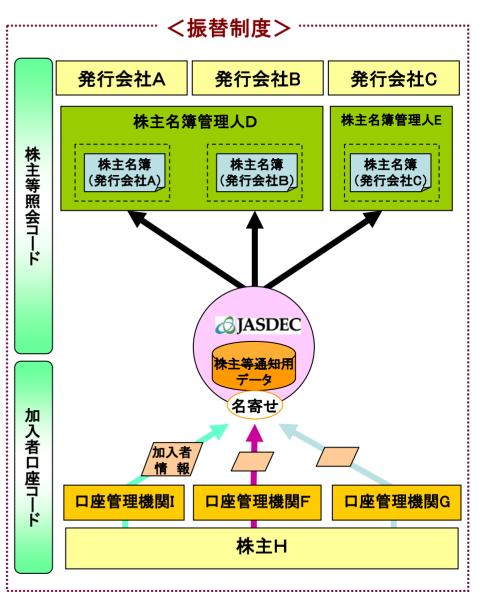


加入者

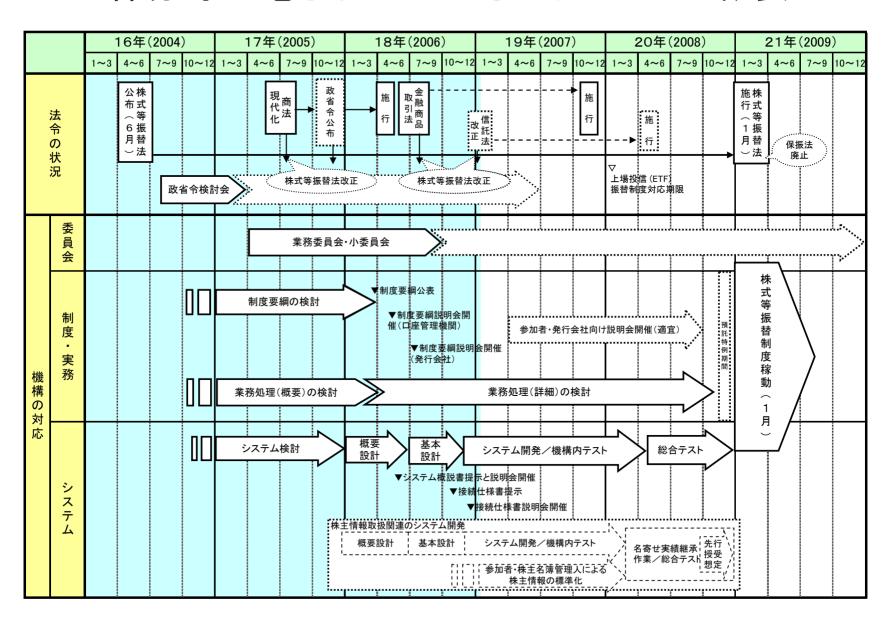
株券等の電子化 新旧制度の比較2

(機構による株主の名寄せの一元化)





株券等の電子化にかかるスケジュール概要



「株券等の電子化に係る制度要綱」の概要

当機構は、株券電子化小委員会における検討の内容を「株券等の電子化に係る制度要綱」としてとりまとめ、業務委員会の審議を経て、取締役会において決議した。その概要は、次のとおり。

第1 総 則

機構取扱対象株式等

○ 証券保管振替機構(以下「機構」という。)が取扱いの対象とする株式等は、①上場株式、②上場新株予約権(株主に無償割当てされる新株予約権)、 ③上場新株予約権付社債、④非上場新株予約権又は非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの、⑤上場投資口、⑥上場優先出資(協同組織金融機関の優先出資)とする。

口座開設

○ 口座管理機関(間接口座管理機関を含む。)は、他の者のために、その申出により振替を行うための口座を開設することができるものとする。

機構における加入者情報等の管理

- 機構における各種事務の処理(情報の授受を含む。)は、原則として、振替システムを利用して行うものとする。
- 口座管理機関は、あらかじめ、加入者の加入者口座コード、氏名又は名称及び住所その他の機構が定める事項(以下「加入者情報」という。)を、 機構に通知するものとする。
- 機構は、口座管理機関から加入者情報の通知を受けたときは、機構が定める方法により加入者の名寄せを行い、加入者情報として通知された内容及び名寄せの結果(端数の処理等のために利用する。)その他の機構が定める事項を「株主等通知用データ」として登録する。

第2 振替株式

振替口座簿とその記録事項

○ 口座管理機関の口座は、自己口及び顧客口に区分するものとする。

新規記録手続

〇 機構及び口座管理機関は、その加入者から会社に対する口座(新規記録により増加の記録を受けるものに限る。)の通知の取次ぎの請求を受けたときは、会社に口座通知を取り次ぐものとする。

振替手続

○ 加入者から振替の申請を受けた機構又は口座管理機関は、振替元口座における減少の記録その他所要の措置をとるものとし、当該機構又は口座管理 機関から振替通知事項の通知を受けた機構又は口座管理機関も振替を行うための所要の措置をとるものとする。

株主名簿に記録すべき事項に関する申出等の手続

- 加入者は、その直近上位機関に対し、その口座の保有欄に記録された振替株式について、特別株主の申出をすることができる。
- 質権者の申出について、所要の取扱いを設けることとする。

総株主通知の手続

○ 機構は、通知株主等の氏名又は名称及び住所並びに振替株式の数その他必要な事項を、会社に通知することとする。

個別株主通知の手続

○ 機構は、個別株主通知の申出を受けたときは、申出株主の氏名又は名称及び住所、申出株主の株主等照会コード、申出受付日、受付番号、振替株式 の銘柄及び数、その数に係る増減履歴等の事項を会社に対して通知することとする。

振替口座簿の情報提供請求の手続

- 加入者は、その直近上位機関に対し、振替口座簿の自己の口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供(以下「振替口座簿の情報提供」という。)を請求することができるものとする。
- 会社は、正当な理由があるときは、振替口座簿の情報提供を請求することができるものとする。

外国人保有制限銘柄についての取扱い

○ 機構は、日々、銘柄ごとに、その直接外国人が保有する振替株式の数の発行総数その他の機構が定める数に対する比率を公表することとする。

第3 振替新株予約権付社債

元利金支払い

○ 振替新株予約権付社債の元利金の支払いは、上位機関(機構を除く。)が元利金を代理受領し、振替口座簿に記録された振替新株予約権付社債の数 及び金額に基づき、その加入者に交付する方法により行う。

新株予約権行使

○ 機構及び口座管理機関は、その加入者から振替新株予約権付社債について、新株予約権行使の請求を受け付けたときは、これを会社(行使請求受付場所)に取り次ぐものとする。

第4 振替新株予約権

新株予約権行使

○ 機構及び口座管理機関は、その加入者から振替新株予約権について、行使請求及び当該行使請求に係る払込みの委託を受け付けたときは、これを会社に取り次ぐものとする。

第5 移行

株式の移行に係る施行日前の手続

- 参加者は、機構に預託されていない保護預り株券を預託する場合、原則として、同意期限日から施行日の2週間前の日の前日までの期間(以下「特例期間」という。)より前に、あらかじめ顧客に承諾を得て、機構に預託することとする。
- 金融機関等は、担保として占有している株券を機構に預託する場合、原則として、特例期間より前に、あらかじめ顧客の承諾を得て、機構又は参加者に預託することとする。

株式の移行に係る参加者口座簿・顧客口座簿の記録の振替口座簿への転記

○ 機構及び参加者は、施行日において、参加者又は顧客のために開設した口座に、参加者口座簿又は顧客口座簿に記録されていた事項を記録する。

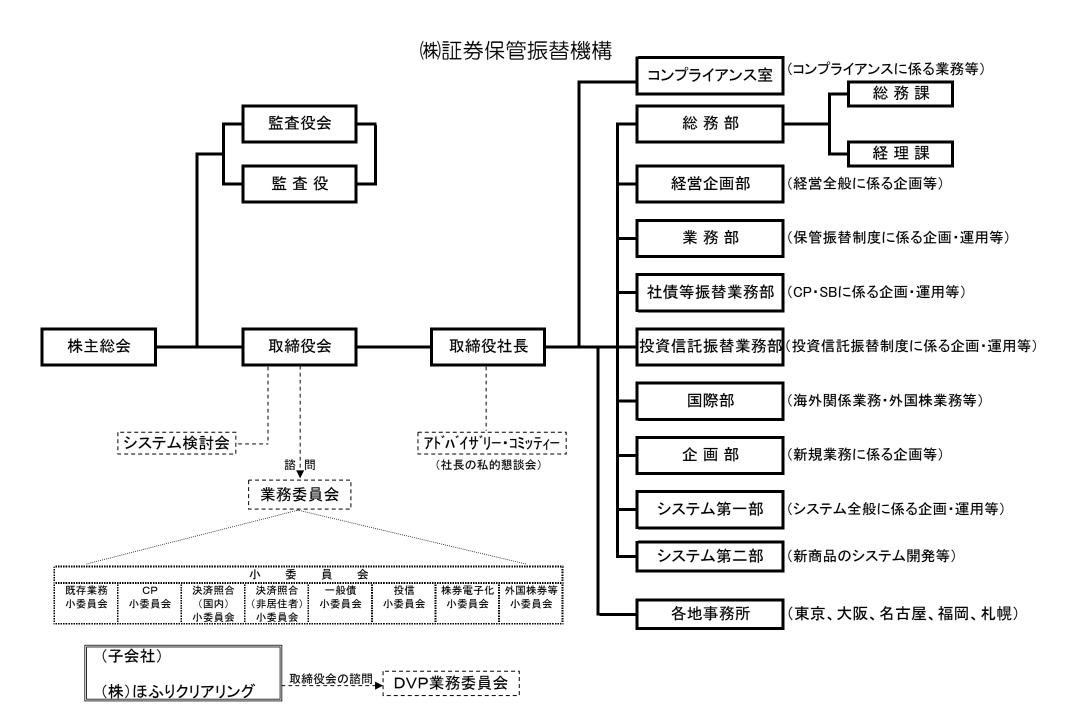
以上

Ⅳ 株式会社証券保管振替機構について

株式会社証券保管振替機構の概要

(平成 19年4月末現在)

2. 商 号 株式会社証券保管振替機構(英文名 Japan Securities Depository Center, Incorporated) 3. 住 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 4. 事 業 目 的 (1)有価証券の保管に関する業務 (2)有価証券(有価証券に表示されるべき権利を含む。)の振替に関する業務 (3) 株券等の保管及び振替に関する法律において保管振替機関が行うこととされている業務(4)上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 5. 資 本 金 4.250百万円 (払込額 8,500百万円) 6. 発 行 済 株 式 普通株式 8,500株 7. 代表 取締役 社長 物内 克伸 8. 役 員 数 取締役 16名(うち社外取締役 11名)、監査役 3名(全て社外監査役) 9. 株主の状況 株主数 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 425株 株式会社の事ぼコーポレート銀行 425株 株式会社の事ぼコーポレート銀行 425株 日東シティグループ証券株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株 日本に対するは、 第24株 日本に対するは、 425株 日本に対するは、 1、日本に対するは、 日本に対するは、 1、日本に対するは、 日本に対するは、 1、日本に対するは、 日本に対するは、 1、日本に対するは、 日本に対するは、 1、日本に対するは、 <td rows<="" th=""><th>1.</th><th>嗀</th><th><u>17</u></th><th>年</th><th>月</th><th>B</th><th>平成14年1月4日</th><th></th><th></th></td>	<th>1.</th> <th>嗀</th> <th><u>17</u></th> <th>年</th> <th>月</th> <th>B</th> <th>平成14年1月4日</th> <th></th> <th></th>	1.	嗀	<u>17</u>	年	月	B	平成14年1月4日					
4. 事 業 目 的 (1) 有価証券の保管に関する業務 (2) 有価証券 (有価証券に表示されるべき権利を含む。) の振替に関する業務 (3) 株券等の保管及び振替に関する法律において保管振替機関が行うこととされている業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 (5) 直接株式 8,500 直接 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に関連する業務 (4) 上記に掲げる業務 (4) 上記に掲げる業務に関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に関連する業務 (4) 上記に掲げる業務に対策を含む (4) 上記に掲げる業務に対する業務に対策を含む (4) 上記に掲げる業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に関する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対する業務に対するまとは対する業務に対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するまとは対するとは対するとは対するまとは対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは対するとは対する	2.	商				号	株式会社証券保管振替機構(英文名 Japan Securities Depository Center, Incorporated)						
(2) 有価証券(有価証券に表示されるべき権利を含む。)の振替に関する業務 (3) 株券等の保管及び振替に関する法律において保管振替機関が行うこととされている業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 5. 資 本 金 4.250百万円(払込額 8.500百万円) 6. 発 行 済 株 式 普通株式 8.500株 7. 代表取締役社長 竹内 克伸 8. 役 員 数 取締役16名(うち社外取締役11名)、監査役3名(全て社外監査役) 9. 株主の状況 株主数 189名 大株主上位10社 株式会社東京証券取引所 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 485株 株式会社三菱東京UFJ銀行 425株 株式会社のずぼコーポレート銀行 425株 株式会社・受してがループ証券株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株	3.	住				所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号						
(3) 株券等の保管及び振替に関する法律において保管振替機関が行うこととされている業務 (4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 5. 資 本 金 4,250百万円(払込額 8,500百万円) 6. 発 行 済 株 式 普通株式 8,500株 7. 代表取締役 社長 竹内 克伸 取締役16名(うち社外取締役11名)、監査役3名(全て社外監査役) 9. 株主の状況 株主数 189名 大株主上位10社 株式会社東京証券取引所 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 485株 株式会社三菱東京 UFJ銀行 425株 株式会社みずほコーポレート銀行 425株 モ菱UF J信託銀行株式会社 424株 日興シティグルーブ証券株式会社 321株	4.	事	業			的	(1) 有価証券の保管に関する業務						
(4) 上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務 5. 資 本 金 4,250百万円(払込額 8,500百万円) 6. 発 行 済 株 式 普通株式 8,500株 7. 代表取締役社長 竹内 克伸 8. 役 員 数 取締役16名(うち社外取締役11名)、監査役3名(全て社外監査役) 9. 株主の状況 株主数 189名 大株主上位10社 株式会社東京証券取引所 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 485株 株式会社三菱東京UFJ銀行 425株 株式会社のずほコーポレート銀行 425株 モ菱UFJ信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株							(2)有価証券(有価証券に表示されるべき権利を記	含む。)の振替に関する業務				
5. 資 本 金 4,250百万円(払込額 8,500百万円) 6. 発 行 済 株 式 普通株式 8,500株 7. 代表取締役社長 竹内 克伸 8. 役 員 数 取締役16名(うち社外取締役11名)、監査役3名(全て社外監査役) 9. 株主の状況 株主数 大株主上位10社 株式会社東京証券取引所 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 485株 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 425株 株式会社みずほコーポレート銀行 425株 三菱UF J信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株							(3)株券等の保管及び振替に関する法律において係	呆管捌	辰替機関が行うこととされている業務				
6. 発 行 済 株 式 普通株式 8,500株 7. 代表 取 締 役 社 長 竹内 克伸 8. 役 員 数 取締役 16名(うち社外取締役 11名)、監査役 3名(全て社外監査役) 9. 株主の状況 株主数 189名 大株主上位10社 株式会社東京証券取引所 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 485株 株式会社三菱東京 UFJ銀行 425株 株式会社みずほコーポレート銀行 425株 モ菱UFJ信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株							(4)上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務						
7. 代表取締役社長	5.	資		本		金	4,250百万円(払込額 8,500百万円)						
8. 役 員 数 取締役 16名(うち社外取締役 11名)、監査役 3名(全て社外監査役) 9. 株主数 189名 大株主上位 1 〇社 株式会社東京証券取引所 1,854株 日本証券業協会 1,012株 野村ホールディングス株式会社 485株 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 425株 株式会社みずほコーポレート銀行 425株 三菱UFJ信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株	6.	発	行	済	株	式	普通株式 8,500株						
9. 株主の状況 株主数 189名	7.	代	表 取	締	役 社	長	竹内 克伸						
大株主上位10社株式会社東京証券取引所1,854株日本証券業協会1,012株野村ホールディングス株式会社485株株式会社三菱東京 UFJ 銀行425株株式会社みずほコーポレート銀行425株三菱UF J信託銀行株式会社424株日興シティグループ証券株式会社321株	8.	役		員		数	取締役 16 名(うち社外取締役 11 名)、監査役3 名	名(全	全て社外監査役)				
日本証券業協会1,012株野村ホールディングス株式会社485株株式会社三菱東京 UFJ 銀行425株株式会社みずほコーポレート銀行425株三菱UF J信託銀行株式会社424株日興シティグループ証券株式会社321株	9.	株主	の状	況	株芸	主数	189名						
野村ホールディングス株式会社485株株式会社三菱東京 UFJ 銀行425株株式会社みずほコーポレート銀行425株三菱UF J信託銀行株式会社424株日興シティグループ証券株式会社321株					大村	朱主上位10社	株式会社東京証券取引所	1,	854株				
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 425株 株式会社みずほコーポレート銀行 425株 三菱UF J 信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株							日本証券業協会	1,	012株				
株式会社みずほコーポレート銀行 425株 三菱UFJ信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株							野村ホールディングス株式会社		485株				
三菱UFJ信託銀行株式会社 424株 日興シティグループ証券株式会社 321株							株式会社三菱東京 UFJ 銀行		425株				
日興シティグループ証券株式会社 321株							株式会社みずほコーポレート銀行		425株				
							三菱UFJ信託銀行株式会社		424株				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 320株							日興シティグループ証券株式会社		321株				
							日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社		320株				
資産管理サービス信託銀行株式会社 267株							資産管理サービス信託銀行株式会社		267株				
大和証券エスエムビーシー株式会社 230株							大和証券エスエムビーシー株式会社		230株				



企業理念及び経営基本方針について

『企業理念』

平成18年6月6日

私達は、我が国唯一の保管振替機関(「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく保管振替機関、「社債等の振替に関する法律」に基づく振替機関、「証券取引法」に基づく証券取引清算機関)として、その公共的な役割を認識し、資本市場を巡る国内及び国際的な環境・構造変化を踏まえつつ、投資者をはじめ利用者の視点に立ち、高い信頼性、利便性及び効率性を備えた証券決済インフラを構築することにより、証券決済制度改革をその担い手として推進し、証券市場の機能向上に寄与し、社会の発展に貢献する。

『経営基本方針』

平成 14 年 2 月 19 日決定 平成 18 年 6 月 6 日改訂

- 1. 株主たる参加者による直接的なガバナンスを通じて、投資者を含む利用者のニーズを踏まえた事業運営を行う。
- 2. 世界の証券決済制度のベスト・プラクティスを常に念頭に置き、国際的に通用する機能を有することができるよう、既存業務の改善と新規事業の展開に迅速かつ柔軟に取り組む。
- 3. 証券市場の重要な基盤の担い手として、リスク管理を重視する企業風土の醸成を目指し、ディスクロージャーを積極的に行い透明性の確保に努める。
- 4. 証券決済インフラとしての一層の業務集中を踏まえ、より証券決済リスクが低くかつ低廉なコストでの良質なサービスの提供を目指す。

中期事業計画 (H19~21年度)

証券決済制度改革の実現に向けて、新たな振替制度の構築に積極的に取り組むとともに、高い信頼性、利便性及び効率性を備えた 証券決済インフラを提供し、保管振替機能の一層の強化を図る。

	項目	内 容
	1. 株券等の電子化の実施	・ 株券等の電子化に係る制度要綱を踏まえた詳細な業務処理及び移行実務の検討を進め
		るとともに、システム開発等の所要の対応を行い、株券等に係る振替制度を構築する。
電子化	2. 社債等振替制度及び投資	・ 社債等(短期社債・一般債)振替制度及び投資信託振替制度を安定的に運営するととも
の推進	信託振替制度の運営と利	に、社債等振替制度については継続的な周知啓発活動を実施し、流通性の向上に向け一層
77 推 進	便性向上	の利用促進を図る。
		・ 一般債振替制度への個別移行等の対応及び利用者の利便性向上に向けたシステムの機
		能改善等の対応を行う。
STP化	3. 決済照合システムの機能	・ 貸株照合機能の提供や株券等の電子化の実施に伴う新規記録照合機能の提供等、決済照
の推進	拡充	合システムの更なる機能拡充を図る。
株券の	4. 広報活動の推進	・ 株券等の電子化に向け、円滑な移行を行うために預託推進を図るとともに、広報活動を
預託推進		展開し、電子化の周知啓発を図る。
	5.システムインフラの強化	・ システムの中長期計画(株券電子化、システム・リプレース、センタ移転対応等)の策
		定を踏まえ、安定的な決済業務の運営を確保するために、高い信頼性、利便性及び効率性
保管振替機 保管振替機		を備えたシステムインフラの構築を推進する。
能の強化等	6. 内部統制の強化	・業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令の遵
100 10 000		守並びに資産の保全の観点から、内部統制システムの強化・充実を図る。
	7.海外CSDとの関係強化	・世界CSD会議のアジア地域での開催や海外セミナー開催等を通じて、海外CSDとの
	と対外関係の整備	ネットワーク作りを推進し一層の関係強化を図り、対外的な関係整備を図る。

財務の状況(財団法人・株式会社)

(1) 収支の推移

(単位:百万円)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
基本財産運用収入	18	20	20	13	7	5
口座開設収入	14	23	26	41	39	38
手数料収入	9, 195	10, 292	8, 860	9, 060	10, 817	11, 587
(預託手数料)	(294)	(391)	(331)	(310)	(446)	(504)
(振替手数料)	(2, 685)	(3, 755)	(3, 547)	(5, 111)	(6, 103)	(8,990)
(交付手数料)	(187)	(225)	(163)	(139)	(143)	(151)
(保管手数料)	(5, 314)	(6, 073)	(5, 535)	(5, 872)	(5, 681)	(5, 184)
(転換社債券手数料)		_	_	_	_	(676)
(照合手数料)	_			_		(280)
(名義書換手数料等)	(715)	(1, 132)	(1, 194)	(1, 068)	(1, 679)	(1, 611)
(手数料割戻し)	_	(△1, 284)	(△1, 910)	(△3, 440)	(△3, 235)	$(\Delta 5, 810)$
雑収入	14	29	48	106	36	15
収入合計	9, 241	10, 364	8, 954	9, 220	10, 899	11, 645
管理費	498	693	756	866	1, 157	1, 349
事業費	5, 055	5, 750	6, 325	6, 998	7, 908	8, 023
(コンピュータ関係費)	(1, 674)	(1, 844)	(2, 222)	(2, 731)	(3, 082)	(3, 145)
(業務委託費)	(2, 572)	(2, 654)	(2, 746)	(2, 785)	(2, 678)	(2, 723)
(その他)	(809)	(1, 252)	(1, 357)	(1, 482)	(2, 148)	(2, 154)
償却費	1, 303	1, 336	1, 541	1, 094	1, 118	2, 038
その他経費	6	1	1	1	793	6
支出合計	6, 862	7, 780	8, 623	8, 959	10, 976	11, 416
当期純利益(税引前)	2, 379	2, 584	331	261	△77	229
当期純利益(税引後)	_					0

	平成14年度 (財団+株式会社)	平成15年度 (株式会社)	平成16年度 (株式会社)	平成17年度 (株式会社)	平成18年度 (株式会社)
手数料収入	13, 520	17, 124	18, 718	21, 361	22, 117
(預託手数料)	(489)	(265)	(165)	(36)	(37)
(振替手数料)	(11, 665)	(11, 115)	(12, 424)	(16, 629)	(12, 945)
(交付手数料)	(174)	(247)	(251)	(293)	(218)
(保管手数料)	(5, 474)	(5, 040)	(5, 468)	(5, 169)	(5, 565)
(利金等手数料)	(872)	(945)	(580)	(249)	(123)
(照合手数料)	(924)	(1, 325)	(1, 405)	(2, 007)	(1, 951)
(名義書換手数料等)	(1, 429)	(1, 962)	(2, 876)	(3, 192)	(4, 291)
(手数料割戻し)	(△7, 507)	(△3, 775)	(△4, 451)	(△6, 214)	(△3, 013)
営業収益合計	13, 520	17, 124	18, 718	21, 361	22, 117
人件費	1, 212	1, 485	1, 527	1, 802	2, 254
システム維持関連費	3, 052	4, 314	4, 871	4, 734	5, 087
業務委託費	2, 671	2, 543	2, 679	2, 530	2, 614
その他	2, 717	3, 321	3, 916	3, 950	3, 923
減価償却費	2, 701	2, 837	3, 922	3, 732	3, 870
W W #	10.050	11.500	10.015	10.710	47.740
営業費用合計	12, 353	14, 500	16, 915	16, 748	17, 748
営業利益	1, 167	2, 623	1, 803	4, 612	4, 368
経常利益	1, 251	2, 594	1, 738	4, 578	4, 352
税引前当期純利益	1, 250	2, 589	1, 541	4, 536	4, 124
当期利益	722	1, 664	1, 010	3, 003	2, 493

(2) 正味財産・純資産の部の推移

(単位:百万円)

	平成8年度末	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末
正味財産合計	857	3, 441	3, 773	4, 034	3, 957	3, 957(注)
(基本金)	(3, 019)	(3, 019)	(3, 019)	(3, 019)	(3, 019)	(3, 019)
(繰越利益・損失)	(△2, 162)	(422)	(754)	(1, 015)	(938)	(938)

					(+E - D)3137
	平成14年度 (財団+株式会社)	平成15年度 (株式会社)	平成16年度 (株式会社)	平成17年度 (株式会社)	平成18年度 (株式会社)
純資産合計	9, 211	10, 650	11, 435	14, 209	16, 388
(資本金・資本準備金)	(8, 500)	(8, 500)	(8, 500)	(8, 500)	(8, 500)
(繰越利益剰余金)	(711)	(1, 664)	(1, 449)	(3, 223)	(2, 628)
(剰余金の配当等)	(225)	(226)	(229)	(314)	<u>-</u>
(別途積立金)	(485)	(1, 000)	(1, 000)	(2, 908)	

証券保管振替機構の歩み(沿革)

1984年	(昭 59)	11月	14 🖯	>	「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」という。)施行
		12月	6 ⊟	>	財団法人 証券保管振替機構(以下「財団」という。)設立
1985年	(昭 60)	5月	27 ⊟	>	保振法に基づき、保管振替機関としての主務大臣(大蔵大臣・法務大臣)による指定
1991年	(平 3)	10月	9 ⊟	>	保管振替事業開始(業務の一部開始)、翌年 10月9日全面稼動
2001年	(平13)	6月	27 🖯	>	保振法一部改正(保管振替機関の株式会社化が制定)
		9月	10 🖯	>	決済照合システム稼動
		11月	26 ⊟	>	新株予約権付社債券(CB)の業務取扱い開始
2002年	(平14)	1月	4 ⊟	>	株式会社 証券保管振替機構(当社)設立
		4月	1 🖯	>	「短期社債等の振替に関する法律」(以下「短期社債法」という。)施行
		6月	11 🖯	>	財団から当社への保管振替事業の全部の譲渡について主務大臣(内閣総理大臣・法務大臣)から認可
		6月	17⊟	>	財団から保管振替事業の全部を譲り受け、営業開始(財団は解散)
2003年	(平15)	1月	6 ⊟	>	「社債等の振替に関する法律」(短期社債法の改正。以下「社振法」という。)施行
		1月	10 🖯	>	社振法に基づき、振替機関としての主務大臣(内閣総理大臣・法務大臣)による指定
		3月	27日	>	株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS)稼動
		3月	31 ⊟	>	短期社債振替制度開始
		6月	6∃	>	当社の全額出資子会社 株式会社ほふりクリアリング(証券取引清算機関)設立
2004年	(平16)	4月	6 ⊟	>	株式会社ほふりクリアリングが内閣総理大臣より有価証券債務引受業の免許を取得
		5月	6 ⊟	>	一般振替DVPシステム稼動(同年5月17日 一般振替DVP決済の取扱い開始)
		6月	9日	>	「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が公布
2006年	(平18)	1月	10日	>	一般債振替制度開始
		4月	29日	>	外国株券等保管振替決済業務の実施
2007年	(平19)	1月	4日	>	投資信託振替制度開始